

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成26年3月12日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第6号の審査	3
質疑（市来賢太郎委員）	
議案第35号所管分の審査	5
質疑（増永和起委員、山崎雅数委員、市来賢太郎委員）	
議案第37号の審査	8
議案第3号、議案第12号の審査	8
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（市来賢太郎委員、福住礼子委員、山崎雅数委員、増永和起委員）	
議案第8号、議案第15号の審査	29
質疑（山崎雅数委員、増永和起委員）	
議案第34号の審査	32
質疑（増永和起委員、山崎雅数委員）	
議案第39号の審査	36
質疑（増永和起委員）	
議案第7号、議案第14号の審査	37
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、山崎雅数委員）	
議案第29号所管分の審査	46
質疑（山崎雅数委員）	
議案第32号の審査	46
質疑（福住礼子委員）	
採決	49
所管事項に関する事務調査について	50
閉会の宣告	51

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年3月12日(水) 午前9時58分 開会
午後2時52分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 山崎雅数	委員 福住礼子
委員 村上英明	委員 市来賢太郎	委員 増永和起

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦
同部参事兼産業振興課長 鈴木康之
自治振興課長 早川 茂 同課長代理 中尾昌志
保健福祉部長 堤 守
高齢介護課長 石原幸一郎 同課参事 川口敦子
障害福祉課長 吉田量治 国保年金課長 安田信吾

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 井上智之

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成26年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分
議案第 6号 平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第35号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第37号 摂津市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 3号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第12号 平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
議案第 8号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第15号 平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第34号 摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第39号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 7号 平成26年度摂津市介護保険特別会計予算

- 議案第14号 平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第32号 摂津市立障害児童センター条例の一部を改正する条例制定の件所管事項に関する事務調査について

(午前9時58分 開会)

○森西正委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は福住委員を指名します。

議案第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、質問させていただきます。

パートタイマー等退職金共済特別会計の予算書で、現在の利用事業者数と対象となる方の人数はどれぐらいいらっしゃるのか等々の現在の状況についてお聞かせください。よろしくお願いします。

○森西正委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、パートタイマー等退職金共済特別会計の現在の状況についてご説明をさせていただきます。

まず加入者につきましては、前年度に比べまして、現在は198名と5名の減となっております。また、退職者につきましては、全体的に申し上げますと、去年度は51名の方に対して給付をいたしました。しかしながら、長期在会の加入者の方が定年等などにより退職されている状況から今年度の2月末での状況は20人の退職者の給付となっております。

また給付につきましては、2月末現在で550万8,207円の給付を行っております。給付内容を申し上げますと、最高の給付額は68万5,879円、加入年月にしますと21年8か月の加入をいただきました。また、最低の給付としましては1万8,000円、9か月の加入をいただいております。平均としましてお一人27万5,410円、加入月数

でいいますと9年6か月の加入をいただいた方に給付をしております。

また事業所のほうは、現在、36事業所の加入をいただいております。前年度に比べて2業者の減となっております。

また退職金制度は共済加入者の方からお一人2,000円の共済金をいただきまして、積み立てをしております。

積み立てにつきましては、2月末現在、4,293万6,727円を積み立てており、万が一、来月4月1日に全ての198名の方が退職されましても、その給付が100%確保できるように予算を確保しております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

加入者数や事業者数等の状況がわかりました。加入者の方が198名いらっしゃるということなんですけれども、その数字について、適正というか、想定内なのか、またもうちょっと本当だったら加入してほしいと思っておられるのか、どう考えておられるのか、教えていただきたいのと、あと啓発運動について、どのようにこういう事業をやっていますよというふうに市民の方、また事業主の方等々に伝えていってくださるのかというのを教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 まず、現在の加入者の状況でございます。

長期制度がスタートしまして29年になりました。20年以上の加入者につきましては17名、また最近の若い方といいましょうか、加入の浅い方が5年から10年の方が63名、また5年未満の方が70名おられまして、全体的に加入者の加入期間が短い状況となっております。ただ、20年以上の方の加入者は17名

の方がおられますので、給付額としましては、その方の退職によって、60万円、70万円、80万円等の給付になろうかと想定しております。

また啓発につきましては、先般、平成24年度に事業所の調査をいたしまして、そのときに事業所に対しまして、便利帳という形で市の支援制度を設けた内容を刷りましたパンフレットを配布しております。その6ページ、7ページでパートタイマーの制度の啓発をしております。特にパートタイマーといいますのは、雇用の関係で非常に不安定な方ですので、そういう方への給付の支援、福祉の向上という観点から啓発に努めております。

またホームページ等を使いまして、啓発をしております。特に広報紙では年に一度の商工特集号という形で広報から紙面をいただいて掲載しております。そのときには、このパートタイマーの制度につきましては、できるだけ多くの紙面を割いて制度説明をしている状況でございます。

加入者数の今後といたしましては、想定はどうかということにつきましては、現在、ここ数年の状況を見ますと220名ないし230名から200名ぐらいの状況で推移しておりますので、できましたら私どもとしましては、あと10%程度、20名から30名の確保はしていきたいと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 答弁いただきましてありがとうございました。

もう少し加入していただきたいということで理解しました。

それと2,000円の共済掛金をいただいて、それをずっと積み立てているということなんですけれども、表を見せていただきましたら、1年につき100円

程度多く支払われるようになっているかと思うんですけれども、加入年数が長くなるごとに、そのメリットというのは大きくなっていくと思うんですけれども、それについてのそのメリットがうれしいなど、いただける方が思っていたけると、市ができることとはさまざまにあると思うんですけれども、それが適正であるとお考えなのか、教えていただきたいのと、この事業に対して非正規雇用の方の労働条件等の改善の一助となるような事業だと思っておりますので、適正に運用していただきたいということを要望しまして、一つだけ質問お願いいたします。

○森西正委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 このパートタイマーの制度につきましては、2,000円の掛金をいただきまして、毎月積み立てて給付を行っております。1年の加入者に対しては、まず掛金が2万4,000円に対して100円の利息をつけております。この制度は掛けていただいたお金に対して1%の運用を保証しております。実際、金融関係で1%の運用はありませんので、その差分を一般会計からいただいて加入者に対しては退職時に1%を上乗せしまして給付しております。

昨今の金融の状況に見ますと、まだまだ普通の定期預金の利息等も非常に低い状況ですので、1%の運用金を加算すること、また長期在会には別途10年以上の方には5,000円以上の制度がありますので、今の制度で何とか継続してパートタイマー等の方の支援をしていきたいと考えております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第35号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 小川自動車駐車場の問題についてお伺いしたいと思っています。

この小川自動車駐車場は民生常任委員会の所管になっているわけですがけれども、小川駐車場のそもそもの設立意義ですね、何のための駐車場としてつくられたものであるのかということをお教えください。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 小川駐車場につきましては、もともとは福祉会館、柳田テニスコート周辺施設の附帯施設とした駐車場としてつくられております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 市民文化ホールも含まれていると思うんですけども、今その市民文化ホールの利用者の方のために、この小川駐車場というのはあるという大きな目的があるんだと思うんです。ほかの方が利用してはいけないということではありませんけれども、やはり市民文化ホールを利用される方の利便性というものについてしっかり考えいかななくてはいけないと思います。文化ホールで行われる行事、いろんな催し物がありますけれども、これは大体何時間ぐらい行われる催し物が多いのでしょうか、わかりますか。

○森西正委員長 中尾課長代理。

○中尾自治振興課長代理 市民文化ホールと、いきいきプラザも含めまして、ご利用いただいている貸し室は午前・午後・夜間、3区分に分かれてご利用いただけるようになっております。

平成25年度12月までの統計を見ますと、ほぼ7割の方々が午前・午後・夜間、3区分でのご使用ということで、3時間ないし4時間までのご利用が主なものとなっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 そうですね、やはり3時間を超えて利用される方が多いと思います。駐車場まで行ったり、帰ったりする往復の時間も含めるとやはり3時間を超えていくということになると思うんです。そうしましたら、この駐車場を時間決めで行って、1回1時間100円、障害者の方でしたら50円となるわけですが、3時間を超えていくと、やはり300円という、今まで1回の金額を上回っていくということで、やはりこれは値上げになっていくと思います。これについてこういう料金の体系というのが市民にとってサービス向上ということにつながらないと思うんですね。この点については、ぜひとも改めていただきたいと思うんです。障害者の方は、3時間を超えなくても値上げということになってしまいます。これについてもぜひとも変えていただきたいと思うんですけども、今までどおりの料金体系でぜひお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○森西正委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 今回、改正に当たりまして、アマノマネジメントサービスというところが今回機械化の24時間を受けております。ここが機械化ということで24時間受けるということで、以前から市民要望としまして、1泊、24時間、早朝、いろいろな要望が出ております。その要望の中で今回24時間営業するということになりました。中尾課長代理が言いましたように利用者は3時間、4時間の利用をされている方が多いとい

うことで、やはり3時間という方もかなりおられますので、その方を見ますと料金的には値上げにならないのではないかなと考えております。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 いろんなご意見があるのは承知しております。ただ、一つは、24時間にしたいということがあって、24時間とめても300円のままとすることは、これはおかしいのではないのかという考え方がございます。それとテニスコートもございます。それから教育センターもございます。いろんな使い方があるのは事実でございます。我々としては、その施設の附属駐車場としてのことも十分踏まえた中で、この料金設定をしたということでございまして、サービスの向上と今までどおりの応分の負担ということで、極端な値上げをしたいということでは決してございません。今の利用実態に合った形での料金設定をしたということでご理解をいただきたいと考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 サービスの向上ということについてはもちろん、それはいいんですけれども、長時間化するというのもいいんですけれども、やはり市民文化ホール等を使う人たちの問題。特に障害のある方が値上げになってしまうという問題については、やはりこれはしっかりと考えないといけないのではないのでしょうか。それに対しての何か手だてをとれるような方法をぜひ考えていただきたいと思っております。要望にしておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 私のほうからも一つだけお聞きします。

附属施設ということで、市民文化ホー

ルの利用者、それから柳田テニスコート、そういったところで使われる方がこれまでと同じように使うという意味では値上げになるのではないかと。そういうことであるなら、そういう位置づけであり、そういう形でやったものですから、前は文化ホール、それこそ福祉会館とかだったら判こをもらって免除制度もありましたよね。こういう利用者への向上という意味では24時間とめてる方はそれはそれで、そうじゃなくて文化ホール利用者とか、テニスコートの利用者とか、そういう方には免除制度を復活させて便宜を図るということをお考えになりませんか、それだけ。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 私が課長のときに免除をやめさせていただいたので、私のほうで答弁させていただくようにします。一つは、車の利用というのをどう考えるかというのが一つあるかと思っております。先ほどありました障害者の問題とかもございまして。それと南千里丘全体でどう考えるかという問題もあるのかと思っております。現実にコミュニティプラザの駐車場は1回500円、1時間無料ということであるし、モデルルームの下の駐車場は、また違う料金体系ということで、これらをうまく使っていただいとということが念頭にございます。高い安いを申しますと、またいろんな意見があるんでしょうけれども、駐車場の1時間100円というのは、民間に比べましても決して高いものでもないと思っておりますし、やっぱり車の利用抑制、近隣市なんかを見てましても、市役所の駐車場でも有料化されているというようなところが多々出てきておりますので、この程度のご負担はお願いをしたいというふうに考えております。

あと免除制度ということでもありますけ

れども、やはりこれは一つは車を使うことによって、利便を受けられている訳ですから、それに対するものとしてお支払いいただきたいという思いもございます。

あともう一点は、自転車とか、歩きで来ていただく方、交通機関を使っていただく方も当然おられるわけですから、こういった方とのバランスを考えれば車を使う以上は、このぐらいでいいのかと思いますし、前回、300円の免除を廃止させていただいたときに、我々も相当お叱りを受けるのではないかと思いますけれども、我々のほうにそういうことでの苦情というのはいたできておりませんので、ご理解いただいているのかなというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 お考えを聞かせてもらいました。今、先ほど周りの施設ともあわせて市民文化ホールとか使うのに車の抑制という言葉も使われました。駐車場を設置する側として、余り抑制というのは私いかがなものかなという。確かにそれこそ車があそこにあふれて、とめるところがない、路上駐車がふえるというようなことが喜ばしいことでも何でもないんですけども、やはり使いやすい施設であって、それこそテニスコートもあるとか、それこそ路上駐車もさせないとか、そういったことも含めて、やっぱり使いやすいものにしていくべきだというふうに考えておりますので要望としておきます。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 先ほどご答弁の中で南千里丘全体で考えなければならないということをおっしゃっていたので、お聞かせ願いたいんですけども、料金の件とか全体を見て、それで値上げありきではないということはわかったんですけど

ども、南千里丘全体で考えるときに、市民文化ホールでのイベントが行われたときに、コノミヤさんの駐車場に多くとめられて、今でも時々コノミヤさんの駐車場の看板であるべきところに「文化ホールの駐車場ではありません」という大きなやつを立てていて、そこそこのご迷惑をおかけしているんじゃないかと思うんですけども、全体として考えて、市の駐車場が足りないということが発端だと思いますので、その点どうお考えなのか、お聞かせください。

○森西正委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 コノミヤさんにはご迷惑をかけています。一つはやっぱり、そこは違いますと書いてもとめられる方はとめられるという問題はあるんです。駅前の施設でありますから、幾ら駐車場があればいいのかといいましたら、恐らく全然足りないと思います。ただ、我々の思いとしては、やはりあの施設は環境に優しいまちというモデルケースでありますし、駅にしても二酸化炭素を出さないということをうたっているところがございますから、車の利用はできるだけ控えていただきたい。先ほど山崎委員がおっしゃいましたけれども、駐車場の運営者としての立場からいいましたら、それはちょっと違うのかなというご意見もございますけれども、私、環境の担当の部長でもございますので、できるだけ車の利用は控えてくださいという呼びかけをしながら利用していただく。荷物の搬入・搬出であるとか、そういったことについては必要だと思いますので使ってください。例えば文化ホールの観客の方、イベントが開催されるときはできる限り車を控えていただきたいというほうの考え方もございます。本来は南千里丘に駐車場を設置することがいいのかどうかという

議論も実はございました。でも、それは最低限は必要であろうということになったんですけれども、管理する側としては、たくさんあって、たくさんとめれてご不満のないほうがいいんですけれども、そういうことでもなかなか成り立ちませんので、それらも考えて今の状況ということです。ただ、今後についてはもうちょっと市全体で、施設の駐車場のあり方がありますとか、車の利用でありますとか、こういったことはもうちょっと考えていくべき課題が残っているというふうには我々も思っておりますので、そんな中で考えていきたいと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。車の利用を控えてほしいという思いがありながらのまちづくりで利用者が車で来られて、はざまの中でいろいろとご苦労があって大変だと思いますけれども、コミュニティプラザも文化ホールも市のイベントがあるときは車のご利用をお控えくださいとか、小川駐車場だとかを案内していただくことをお願いしますとともに、民間の利用者もいますので、駐車場がないことを広報していただきをお願いしていただくことを要望いたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

中尾課長代理。

○中尾自治振興課長代理 先ほど増永委員からご要望ということで上げていただいた中で、障害者手帳等をお持ちの方のご利用は、現行で減免制度の対象になっておりまして、周辺公共施設利用の方は全額免除になっております。これは引き続き継続して免除の形でおこなってまいります。

○森西正委員長 よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第37号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第3号及び議案第12号の審査を行います。

本2件のうち、議案第12号については、補足説明を省略し、議案第3号については補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、議案第3号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、10ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、高齢化の進展による保険給付費など歳出の増加により前年度に比べ4.2%の増となっております。収納率は、現年度分が89.5%、滞納繰越分が13%を見込んでおります。目2、退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ3.6%の増となっております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は前年度に比べ9.1%の増となっております。

12ページ、款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は前年度に比べ0.7%の減となっております。これは後期高齢者支援金、介護納付金の拠出金の過年度精算分により拠

出額が減額となったことによるものでございます。目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ2.0%の減で、80万円以上の高額医療費にかかる共同事業医療費拠出金の減に伴い、その4分の1の法定負担分を見込んでおります。目3、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ14.7%の減で、過去の特定健診、特定保健指導にかかる実績を参考に精査いたしましたものでございます。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ1.6%の増で、過去の実績を参考に計上いたしましたものでございます。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ0.9%の減で、退職被保険者等にかかる医療費の減によるものでございます。

14ページ、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、前年度に比べ8.8%の増で、65歳以上の前期高齢者数及び医療費の増に伴うものでございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ2.0%の減で、先ほどの国庫負担金と同様、高額医療費共同事業医療費拠出金の減に伴うものでございます。目2、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ14.7%の減で、国庫負担金と同様に過去の特定健診、特定保健指導にかかる実績により精査いたしましたものでございます。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ11.5%の増となっております。目2、財政調整交付金は、前年度に比べ0.7%の増となっております。

款7、共同事業交付金、項1、共同事

業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ8.9%の減で、国保連合会への拠出額の減に伴い、過去の実績を参考に計上いたしましたものでございます。

16ページ、目2、保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ1.6%の減となっております。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ13.2%の減で、保険料軽減分等繰入金の減などによるものでございます。目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ9.1%の増となっており、保険料軽減制度の拡充に伴うものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、過去の実績を参考に計上いたしております。目5、雑入は、現金給付の指定公費を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、18ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ13.0%の増で、2年ごとに行っております被保険者証の一斉更新の費用などによるものでございます。目2、連合会負担金は、前年度に比べ1.2%の減となっております。目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ27.6%の減で、委託料など実績に基づき精査いたしましたことによるものでございます。

20ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度と同額となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年

度に比べ4.0%の増で、1人当たりの費用額は就学から64歳までが約21万円、前期高齢者が約56万7,000円、未就学児が約23万1,000円を見込んでおります。目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ1.2%の減で、退職被保険者等の減少に伴い、医療費の減を見込んでおります。目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ17.4%の減でございます。目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ16.8%の減でございます。目5、審査支払手数料は、前年度に比べ、15.1%の減で、単価の減によるものでございます。

22ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ5.5%の増で、1人当たりの医療費の増加によるものでございます。目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ4.8%の減でございます。目3、一般被保険者高額介護合算療養費及び目4、退職被保険者等高額介護合算療養費は、これまでの実績をもとに精査いたしましたものでございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費、目2、退職被保険者等移送費は、前年度に比べ30.0%の減でございます。

24ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、前年度に比べ5.6%の減でございます。目2、支払手数料は、前年度に比べ5.3%の減でございます。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度に比べ5.6%の減でございます。

項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ7.3%の増でございます。

26ページ、款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、

後期高齢者支援金は、前年度に比べ1.3%の減で、1人当たりの後期高齢者支援金等は増加したものの、前々年度の確定精算により減となったものでございます。目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と比べ11.3%の増となっております。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納付金は、前年度に比べ15.2%の増でございます。目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と比べ1.1%の増でございます。

款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健事務費拠出金は、前年度と比べ18.2%の減でございます。

28ページ、款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ0.3%の減で、1人当たりの介護納付金は増加したものの、前々年度の確定精算により減となったものでございます。

款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ2.0%の減で、対象医療費の減に伴うものでございます。目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ1.6%の減で、対象医療費の減に伴うものでございます。目3、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。目5、その他共同事業事務費拠出金は、前年度と比べ16.7%の減となっております。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、前年度に比べ9.4%の減で、これまでの実績

により精査いたしたものでございます。

30ページ、目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ24.3%の減で、療養費適正化推進事業など委託業務の精査によるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金は、前年度に比べ18.6%の減となっております。目2、退職被保険者等保険料還付金は、前年度に比べ42.0%の減となっております。

32ページ、款10、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額となっております。

款11、繰上充用金、項1、繰上充用金、目1、繰上充用金は、累積赤字解消のため計上いたすものでございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 それでは、国民健康保険の保険料改定についてお伺いしたいんですけども、市政運営の方針の中にもありましたとおり、都道府県化に伴い、国民健康保険の料金改正が避けられない状況にあるというふうに理解しますけれども、私も一保険者としてうれしいことでもないですし、市民の方々も負担も負担増をお願いすることになると思いますので、仕方なし、やむなしという納得できるような理由をお聞かせ願いたいと思います。

これまで6年間にわたり、料金改定をしてこなかったという経緯を含めて、改めて教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、市来委

員のご質問にお答えさせていただきます。

まず保険料の改定の経過と改定しなければならない理由でございます。

保険料率につきましては、平成20年度に決定した保険料を平成21年度からのこれまで5年間、医療費を据え置いてきたわけでございます。この間、医療費の削減や保険資格の適正化、収納対策などに取り組みをしております。そういったことで、保険料率の維持を何とか行ってきたところでございます。

しかしながら、高齢化の進展により、高齢者の医療を支えるために拠出します後期高齢者支援金や介護保険制度を支える介護納付金が、これまでの保険者の努力以上分に増加してきております。

具体的に申しますと、料率据え置き初年度でありました平成21年度、この時点での後期高齢者医療制度と介護保険への拠出額ですが、加入者1人当たりについて負担すべき額というのが、こちら国のほうから示されます。その金額は、後期高齢者医療支援分では、平成21年度が4万3,323円でした。平成26年度におきましては25.8%、もう1万1,182円増加しており、5万4,505円が1人当たり負担すべき額となっております。介護納付金につきましても、平成21年度は1人当たり5万2,466円負担を求められております。平成26年度は、こちら26%増の1万3,054円増の6万3,300円です。いずれも25%を超える増加を求められております。

このような状況の下、やはり高齢者の医療や介護の制度をしっかりと支えながら、国保の健全な財政運営を行っていくためには、平成26年度は歳出に見合った歳入確保のために、保険料改定をお願いするものでございます。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 なかなか少子高齢化に伴い、先ほどおっしゃったように、後期高齢者の方とか、介護が必要な方を支える金額が大きくなってきての料金改正だということは理解できました。ただ、多くの場合は、この料金値上げということになるかと思えますけれども、低所得者の方で、ちょっとしんどいなという方も多いかと思えますけれども、それについての対応が後の議案と重なるかと思えますけれども、お伝えしたいなと思えます。

それと先ほど、収納対策にご尽力いただいたということでご答弁いただきましたけれども、具体的な内容については教えていただきたいと思えます。

あと、この料金改定について、被保険者の方について、どのように告知を行っていかれるのかということ、その点についてお聞かせください。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、低所得者の方への対応のご質問でございます。

低所得者の方への対応につきましては、委員おっしゃるように、この後の国保条例の改正のところで保険料の軽減拡充というのがございます。こちらにつきましては、一定所得以下の場合、7割・5割・2割の保険料応益割の軽減がありました。今年度、国のほうでこういった低所得者への配慮ということで、軽減の拡充ということが国の政令が改正されましたので、それに伴って国保条例も改正をお願いするものでございます。

具体的に申しますと5割軽減ですね、こちらにつきましては、これまで24万5,000円を乗じる被保険者数に世帯主を含めなかったんですけれども、これを含める形で、基準額が上がる形になります。

2割軽減につきましても被保険者に乗ずる額を10万円引き上げ45万円、これで基準額が上がる形になります。特に2割軽減なんかでいいますと、4人世帯で200万円の方というのが、これまで軽減がかからなかったものが2割軽減に該当する形になります。5割軽減につきましても、これまでおひとり世帯では5割軽減というのはかかることはなかったんですが、今回の改正によりおひとり世帯であっても5割軽減がかかる状況になりました。これで非常に低所得者の人の該当数が増加する見込みとなっております。

続きまして、収納の対策でございます。

これまでの収納状況を見ておりますと、据え置き決定していました平成21年度の収納率は84.65%でございました、現年収納率が。それがいろいろな取り組みをさせていただきまして、平成24年度は89.54%まで、約4.9%向上させております。財政効果でいきますと、調定額ベースで見ますと、約1億1,500万円の収納率向上による効果が出ております。こういった中身かといいますと、コンビニ収納とか、コールセンターとか、まず納付環境の整備だとか、初期の滞納をつくらぬような取り組み、そういったことを新たに、平成24年度以降も取り組んでおりますので、こういったことで引き続き収納対策をしていきたいと考えております。

最後に料率改定についての周知でございます。

今回料率改定の保険料のほうは、予算上1人当たり上がるということをお願いさせていただいております。料率決定につきましては、条例上6月1日の本算定をもって決定となりますので、その時点で保険料の決定通知を被保険者の方にはお送りさせていただいて保険料を納めてい

ただ形になります。もちろん告示やホームページ、広報などで周知はさせていただき予定をしております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

低所得者の方への対応と被保険者への通知、それと収納についてご尽力いただいていることがわかりました。

すみません、最初の1回目のご答弁にちょっと戻ってしまうんですけども、高齢者の方々を支えるための金額が大きくなってきての料金改定だということだったんですけども、市政運営の基本方針をちょっと見ますと、13ページのところで都道府県化のことに触れられて、それで国民健康保険の財政健全化の運営のためにということだったんですけども、この料金改定についてと都道府県化についての関連について、また金額設定の中で、それが関係してくるのかということをお教えいただきたいのと、先ほど徴収業務についてですけども、具体的な内容として、コンビニ収納ということに触れられましたけれども、具体的な数字を上げていただいたので収納率がアップしていることはわかったんですけども、コンビニ収納でどれぐらいの利用者があったのかということ、これ予算もかかっていることですので委託料として、お教えいただきたいなと思います。お願いします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 都道府県化と保険料の関係でございます。

まず都道府県化につきましては、プログラム法では平成29年度をめどに都道府県化をする予定となっております。

平成26年度につきましては、都道府県化だから料金改定をさせていただくと

いうわけではなく、先ほどの高齢者を支える拠出額に伴い、改定せざるを得ない状況です。今後、都道府県化となった場合、国のほうで今回の保険料の軽減拡充が第一弾として平成26年度されます。もう一つ、法定の繰り入れにかかる分なんですけれども、基盤安定の保険者支援分というのが、これも財政支援の拡充が平成27年度以降される予定になっております。こういった国の財政支援の増加も見ながら、平成27年度以降、都道府県化に向けた保険料の改定を見ていきたいと思っております。

次に、コンビニ収納の利用者数でございます。

まず平成25年度の現在1月末まで件数ベースでございますが、2万1,820件がコンビニ収納で利用していただいているケースとなっております。特に中身のほうを見てみますと、コンビニでお支払いされた場合、時間帯で件数なども把握をこちらのほうができます。そういったところを見てみますと、金融機関の営業時間外となっております朝の8時台、また午後5時から7時台、この時間帯のご利用が非常に多くご利用されております。出勤時や帰宅時にお支払いいただいているものかと推測しております。こういったことから非常に利便性の向上が収納率の向上にもつながっているものと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁いただきました平成26年度の料金改正については、一旦は都道府県化とは関係ないということではいいんですか。

○森西正委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 平成26年度の改定について、私のほうから補足させていただきます。

平成21年度から平成25年度まで料率の凍結を続けてきたわけですが、その間、資格適正化、医療費の適正化、収納率の向上対策ということで三つの柱を掲げまして心血を注いでまいりました。

実際に、今回の料率の改定につきましては、医療分については料率は実は下がっております。1人当たりの保険料につきましては、平成25年度の本算定時が6万5,662円であったものが、平成26年度予算では6万2,690円となりまして、2,970円下がっております。先ほど課長から申し上げましたように、支援分、介護分が1人当たりの拠出額が大幅に上がっています。今回、その本来あるべき姿にさせていただいています。そのあるべき姿とは何かといいますと、平成20年度に7億8,500万円の累積赤字が国保特会で発生しております。それを解消するに当たりまして、今申し上げました3本の柱で努力をして生み出したものをそこに充てていくということでご説明をさせていただいたんですけれども、実際には凍結のために全てその努力分は使われていたということなんです。先ほども申し上げましたように、介護分、支援金分につきましては、平成20年度のときには保険料軽減分というのは、ほとんどそこには充たっておらず、医療分に充てられておったんです。今回、支援分、介護分には、保険料の軽減分の繰出金を充てずに計算をさせていただいております。そうしますと、先ほど申し上げましたように、医療分については、料金が下がりました。つまり、今まで本来赤字解消に使うべきものを全て料金の値上げを凍結するために使わせていただいていたということなんです。

今回につきましては、本来あるべき姿にまずさせていただいたということなん

です。それでもって医療分については、約4.5%下がっております。先ほど申しましたように、本来あるべきというのは、その努力分について今回3,000万円の繰上充用金を計上させていただいております。それが本来のあるべきということでございます。つまり努力分の幾ばくかを健全化に向けさせていただいたということでございます。平成26年度につきましては、そういう形です。

平成29年度に都道府県化がございませぬ。都道府県化というのは、まだはっきりとしておりませんが、国と地方の協議というのが始まっております。夏過ぎには、ある程度方針が出てくるのかなと思っております。その中で累積赤字の問題とか、都道府県化された場合の料率の決定、方法とかいろんなものが出てくると思います。そのときには改めて国保特会の3億7,000万円の累積赤字をどうするか、あるいはその料率をどうするか、検討してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご説明いただきまして、よくわかりました。いろいろな努力を重ねてこられた医療分のほうは4.5%軽減されてということですが、一時期赤字が7億8,000万円まであったとお伺いしましたけれども、それを本来ならば努力分は解消しなければならないところを料金改定をしないために凍結するためにということで使っちゃったと思うんですけれども、それで赤字の解消というのは進んでいないかと思われるんですけれども、現在どれくらい残っていらっしゃるのかということと、それとコンビ二収納の件も聞いていたので、時間帯が朝早い時間と夜の遅い時間とか利便性がとてもよいことで効果につながっているということをお聞きしまし

たので、今後もとても便利でいいことだと思いますので、頑張ってくださいなと思います。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 赤字額の状況でございます。

平成24年度決算の額で申しますと、累積赤字が約3億7,800万円が累積として赤字となっております。赤字解消につきましては、今年度も取り組んでおります。先ほども申しました医療費の適正化だとか、資格適正化、収納率の向上、この辺を継続的に取り組ませていただきまして、今年度につきましては昨年度に引き続き、国の特別調整交付金の経営努力分が府のほうからの推薦、府内でも3分の1の市しかいただけないんですが、この辺の努力が認められたというので推薦をいただくことになりました。こういったもので解消にも努めていきたいと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁ありがとうございます。

平成24年では3億7,800万円ほどまだ赤字があるということですので、この市政運営の基本方針にも財政健全化ということが書いていただいておりますので、いろいろと制度が大変な中、料金改定はやむなしということだと思いますのでよろしく願います。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、よろしく願います。

私のほうからは、財政改革第4次実施計画という、その中であったのでちょっと気になったのを教えていただきたいと思います。

平成22年度からレセプト点検業務の

委託ということで、複数課ですることによって一括契約をし、委託料の削減とありました。この委託先が大阪府国民健康保険団体連合会に変更したということですが、これは府下、市全部がそのようにしていることなのか、ここを選ばれたということのちょっといきさつを知りたいことと、この今レセプト点検というものの内容というか、データを多分とられていることなのかなと思ったんですけども、ちょっとその内容を教えてくださいなと思います。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、レセプト点検の委託についてでございます。

レセプト点検といいますのは、まず医療機関のほうで診療を受けられた診療報酬ですね、国保の通常でしたら、若い方でしたら7割負担が国民健康保険で負担させていただく形になります。この分につきましては、医療機関のほうから審査支払機関であります国保連合会を通じて、摂津市のほうに請求が参ります。その請求の中身について、まず請求に疑義がないか、傷病名と診療内容に疑義がないか。風邪であるにもかかわらず風邪と違う薬を使っておられるとか、そういった内容の点検をまずさせていただいております。

まず一次点検としまして、国保連合会は府内の保険者の連合体になりますので、共同処理をするという関係で一次点検というのを連合会のほうでやります。二次点検を各市で単独で行っております。そこにつきましては、平成22年度につきましては、こちらは業者のほうに委託をしまして、点検のほうをお願いしてはいたんですが、平成25年度から国保連合会のほうが新たに、これはオプションという形になるんですけども、レセプト点検のほうも委託を受けますよということに

なりました。こちらについて審査支払機関がやっておるものですので、非常に単価が安くなります。そういった関係で国保連合会のほうに平成25年度から委託のほうは変更させていただきました。

ただ、こちらにつきましては、二次点検で2回目の点検になりますので、こちらについては府内全部が必ず連合会に委託しているものではないです。

レセプト点検の内容につきましては、先ほど申しましたとおり、内容、中身の点検と。保険者、市独自でやっておりますのが資格点検というのもございます。中身の問題ではなく、例えば8月に社会保険に入られたにもかかわらず、9月に国民健康保険に請求が来ている。こういった場合、こちらの請求については国保ではありませんよということで請求書を返戻したりと、そういったのも資格点検ということでレセプト点検のほうもいたしております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

このレセプトということで、今何かデータヘルスの計画というのが進めていかれるそうで、そういった医療費適正化に成功している事例というのも今挙がってきているそうなんですけど、今摂津市としては、こういったふうに取り組んでおられるのか、また考えておられるのか、教えていただきたいと思っております。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まずレセプトが電子化になって、今後の健康づくりにどう役立てるかということになるんですけど、現在、国保の中央会というところがKDBシステムというのを構築しております。KDBというのは、国保と介護、健康づくりですね、特定健診の、この三つのデータを合わせて複合的に見るシステムでござ

います。これまでレセプト、医療情報しか見れなかったものが国保の医療、介護、健康づくりというのを三つ合わせて見ることによって、効果的な保健事業の展開が期待されるものでございます。

具体的に申しますと、特定健診で、例えば健診を受けられて、病院に行かなければいけない状況になっているにもかかわらず病院に行っておられないと。そういった場合、健診データだけではわかりません。ただ、医療のデータと当てることによって行かなければいけないのに病院に行っておられない。逆に、行かなければいけない方が病院に行っておられる。こういった方は、あえてこちらから啓発する必要はないので、こういった部分でかなり効率的な保健指導ができるものだと思います。こちらについては、先ほど申しましたように構築中でございますので、平成26年度中に導入予定としておりますので、今後は健康づくりの担当課と連携しながら、進めていきたいと考えております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 これからいろいろと取り組んでいかれることだと思います。ただ、特定健診の受診率の向上というのが、また今後そういったことが課題になっていきますが、その辺も加味して今準備を進められているということでよろしいでしょうか。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 特定健診につきましては、今年度につきましても補正でお願いしております特定健診の受診勧奨のほうを委託させていただきました。平成26年度につきましては、当初のほうで組ませていただきました。

状況でございますが、平成25年度は保健センターのほうに委託をしましたこ

とで、健診受診機関でもあります保健センターが直接受診勧奨をすることで、非常に効果が上がってきているものと見ております。

また、平成26年度につきましては、保健センターのほうでも日曜日に集団健診を2回開催されるという予定も聞いておりますので、またこういった環境整備も含めまして、受診率向上には取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 わかりました。

こういう制度等効果があるということをもっと市民の方が知っていけば、ああ、自分もそういうことに参加している、貢献しているということの意識のつながりになるかなというふうに感じるところはあります。不要に通院、何か不安感で病院に行く人もおられますよね。私たちが健診で要検査とか要観察って、その違いを自己判断するわけですね、まあ、いいかと思ったりして。翌年には、ちょっと何かいろいろなことが見つかったりというようなことで、また医療がかかってしまう。薬でも何か新しいほうが効き目があるんじゃないかと思ってしまう。もう重なって飲んでしまっている、私の家庭にもそういったことがあって、整理をしてもらったりということもありますので、皆さんもそういう健康に貢献でしているんだというような取り組みになっていくことが私は望ましいかなと思っておりますので、ことし1年間のそういう受診率にも日数をふやしていただいていることも知っておりますので、ぜひそういったPRというか、認知が広がるような啓示というんですかね、いろんな人が集まるところに、そういうことのPR、配布されたらいかがかなと。いろんなお祭りとか、市民の運動会とか、いろんなとこ

ろがあると思います。そういうところにも常にそういったことが貢献になるんですよというような意識革命をつなげていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 保険料が10ページというと、9,439万円の増額、これだけことは市民に値上げをお願いすることになるかと思いますが、先ほどの説明でも医療費の部分は下がったと。摂津市の国保を見れば、国保加入者1人当たりの給付費、平成24年度で27万7,526円、これは府下でも高いほうではないんだと思うんですけども、このあたりをちょっと聞かせていただきたいと思うんですが、これ1点目なんですけれども、つまり本市の国保としては、後期とか介護とか、抛出の部分が非常に大きくて、既に制度としては広域、持ち合いの状態ですから、しかし、これが広域化が進む、各基礎自治体が今この値上げをしないために一生懸命抛出を入れてくれてはった。これができなくなるということになると保険料負担が当然大きくなるということが予想されるということでは、摂津市民、摂津市の国保を守るという立場で、広域化についても反対をすべきだと思いますし、この構造的に医療費を使っていなくても保険料が上がっていくという構造について改善をしっかりと国に求めていただきたいと思うんですけども、このあたりを一つお聞かせいただきたいと思います。

その今回の国保料の値上げ、どういふふうに検討をされたのかということで、今回保険料の値上がり、試算、私たち所得割、40歳以上の介護がある分とない分と、表をつくらせてもらって計算させ

ていただきました。今、摂津市の国保加入者は7割、それこそ所得200万円以下ということですから、もうほとんど200万円以下のところを見ていただかないといけないと思うんですけれども、200万円所得の40歳以上の世帯主で3人家族、これ年間5万円近い値上がりになると、40歳以上の方ですので介護分も入れますから。消費税が上がることし、収入の1割以上で2割近い。というか、200万円ぐらいだったら30万円前後の収入で国保料だけで10回分割をしますと4万円近くのお金を払わなくてははいけない。納付書に書かれている金額に足りなかったら払えない。こういう方が生活が苦しいと訴えられるのは当たり前だと思うんですけれども、保険料のこの今回改定をする際に、市民生活にどのような影響を与えるのかということをしっかり検討されていたのかと言わざるを得ないと思っております。この保険料値上げが市民生活に対する影響をどう考えているのかを2点目としてお答えいただきたいと思っております。

このことしの予算、被保険者がもう75歳以上をお迎えになられて減る中での増加ですから、保険料の1人当たりの負担としてもより大きくなるんじゃないかと思うんですが、被保険者が減る中で、負担金交付金も徐々に減りますよね。国保会計にはしんどい話ですから、こういうときに市の一般会計からの繰り入れは維持すべきではないか。これまでも、それこそ市民生活のことも思って、リーマンショックもあって繰り入れを維持してきた。ことしもそれこそ消費税が上がろうかというときに、凍結を解除するということにした最大の理由をお聞かせいただきたいと思うんですが。

これが、もうこれ以上繰り入れができ

ないと、これが本当に最大限の努力かと。例えば、このあるべき姿に戻すんだと言われましたけれども、予算書の16ページの軽減繰り入れ、国がこれだけ、何億円か予算を入れてくれているわけですから、その差額で、この繰り入れが4億9,900万円減っているわけですね。これだけでも維持すれば、水準的には同じ水準に持っていける。少なくとも今回の軽減の措置が受けられた方は、少なくとも上がらずに済むのではないかと。

この所得とか均等割のバランスも大分悪くなったということも説明されていましたが、50対50というのも、7割が200万円以下の摂津市ですから、これもしんどい話かもしれませんが、公平性のある料率ということであるならば、繰り入れをして水準を抑えて、料率の改定だけでも行うということは可能ではなかったかと思うんですけれど。

繰入金を減らした理由と、それから水準を維持して、料率だけの変更という提案も可能であったかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、延滞金もきちんといただくというような話もこの間からしてはりまして、そういう保険料、それこそ納付書の額面が用意できなければ払えないという方が、滞納にやっぱりつながっていくんじゃないかと思うんですけれども、この方々に延滞金をつけて、さらに払えと言われても本当に無理な話という形になりはしないか。滞納が余計ふえるんじゃないかと危惧するわけなんですけれども、このあたりもお答えいただきたいと思っております。

それから、補正予算で雑入の最終ページ、6ページに上がっていますけれども、1億2,000万円余りなんですけれども、これを見ていただいて、ことしの収支見込み、ちょっとお答えいただきたいと思

ます。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず広域化についてでございます。広域化に反対すべきではないかというご意見でございます。

保険給付費、1人当たり27万円ということで、府下と比較して安い状況で、広域化はどうかということなのですが、広域化につきましては、これまで申しておりますように、高齢化の進展など、国保が抱えております構造的な課題に対しまして、財政の安定化、制度の持続性を高めることを目的に、平成25年度、平成26年度の2か年を対象に、第2次の大阪府の国民健康保険広域化等支援方針が策定されております。

内容といたしましては、事業運営の広域化、財政運営の広域化、収納率の目標設定となっております。

本市につきましても、財政運営の広域化における保険財政共同安定化事業の拠出方法等につきましては、前回同様の方法で継続されておりますことから、この点につきましては、大阪府に対しまして、府の調整交付金などにより、急激な負担とならないような配慮、要望はしております。

続きまして、保険料の繰り入れの関係のお話でございます。

繰り入れにつきましては、やめたというわけではなく、平成24年度、これまでに繰り入れしておりましたベースに平成26年度は戻させていただいております。平成25年度につきましては、特別に1億円増加はさせていただきました。しかしながら、平成26年度につきましては、これまでの平成24年度の基準で繰り入れのほうをいただいております。

また、国のほうにつきましても、先ほど申しましたように、保険料の軽減の拡

充があります。これにより法定の繰り入れがふえたと。今後につきましても、保険者支援分というのが、第2弾というのが、平成27年度以降予定されておりますので、法定のほうの繰り入れがふえるであろうと。こういったものを見ながら、当然、法定外につきましても本来あるべき姿に戻していく、平成29年度の都道府県化に向けてはあるべき姿にしていくものと考えております。

延滞金についてでございますが、延滞金の徴収につきましては、12月に条例改正のほうをお願いさせていただいております。

まず、保険料につきましては、それぞれ期限内、10期払いのほうで今現在お願いしておりますが、期限内に納めていただくことが大原則となっております。こういった状況で期限内に大半の方がご入金いただいております。やはりこういった方との公平性、また期限内納付を促すためには、延滞金のほうは一定必要だと考えております。

しかしながら、低所得者の方、支払いが困難という方に対して、一律延滞金をとるのではなく、こちらにつきましては免除の規程を設けておりますので、柔軟に対応はしていきたいと考えております。

続きまして、補正の雑収入1億2,000万円補正ということで、平成25年度の収支の見込みでございます。

まず、収支の見込みにつきましてはですが、平成25年度につきましては、今回補正をお願いしております内容としまして、国庫負担金、平成25年度に療養給付費負担金のほうが確定しました。これにより1億2,000万円分返還しなければいけないと。伴いまして、雑収入のほうを追加いたしております。

こちらにつきましては、例年概算でい

ただいて、翌年度に精算して返還もしくは追加という形になります。

ただ、例年見ておりますと、ほとんど概算のほうで多目にいただいておる形になっております。現在のところ、平成25年度分のほうの国庫負担金の額はまだ確定しておりませんが、今年度につきましても、概算で同じように多目にいただくのであれば、今回補正させていただいた分はプラスとして見込まれるのではないかと。結果的には、収支均衡を現状のところは見込んでおります。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 広域化については、それこそ配慮、要望をお願いしているということなんですけれども、仕組みとしては、どこもお金を出さないということをベースにしてはりますから、これはやっぱり国民負担、市民負担で乗り切ろうという方向ですので、なかなか受け入れてくれるものではないと思っておりますので、ぜひしっかりと摂津市の市民、国保を守るために、反対を訴えていくべきだと私は思っております。これ要望としておきます。

それから、繰り入れベース戻すという話なんですけれども、要するに、これもよそ並みにしていくという感覚なんですよね。もう摂津市としては、だから、国保、本当に皆さん大変だから、さっきも言ったように、7割以上が200万円以下の国保加入者。守るためには、よその市よりもそれこそお金を入れていくという対応がやっぱり必要なんじゃないでしょうか。

せっかく、だから今回も国が繰り入れもしてもらっていて、所得者対策をしてくれてはるのに、摂津市民の保険料が上がるというところでは、6月になって、それこそ納付書が送られてきて、わあっ

という話になりはしないかと、本当に危惧をしているわけなんですけれども。

先ほどの納付の割合も、分割納付も10回ですけども、丁寧な対応を窓口でやってもらったらいいんですけども、それこそコンビニ収納でしか行けないような忙しい方がたくさんいらっしゃるって、それこそ額面、10回払いの額面で送りつけられてこられて、コンビニ収納できますよといったって、そのときに額面の3万円に足りなければ払えないわけですよ。そういう丁寧な対応もしていただかなくてはいけないんじゃないかなと思います。

最大限の努力、将来の話もありますけれども、今、それこそ消費税が上がるときに、滞納者をふやさないためにも、市の努力として最大限繰り入れを求めたいと思います。

要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今、広域化のお話もかなりありました。今回の予算を見てみますと、歳入の部分で、保険料のところは1億円近い、9,000万円のアップとなっています。ほかの交付金がほとんど前期高齢者の分を除いてはマイナスになっていると思うんです。この拠出金の減り方というのがすごく大きいと思いますし、国庫支出金も減っていますね。これについて、どうしてこういうふうになるのかということを説明していただきたいなというふうに思います。前期高齢者はもちろんふえていますけどね。

それから、前期高齢者拠出金とか、その内容の説明も簡単でいいですので、していただきたいなというふうに思います。いろいろな拠出金がありますので、簡単に結構ですので、内容を説明してください。

それから、歳出のほうでは、保険給付費は2億3,000万円ぐらいのアップというふうになると思いますけれども、これは前期高齢者の交付金も約2億3,000万円ぐらいふえていると思うんですね。確かに保険給付費は高くなっているわけですが、前期のほうからふえている分で賄えるであろうというふうに思うわけです。それが値上げにつながるということは、ほかの拠出金がマイナスになっているから、やはりそれを何とか賄わなくてはいけないという内容になるのかなというふうに思うんですね。

先ほども負担金、介護納付金だとか、後期高齢者への支援金分だとか、こちら辺が大きくなるからというふうに伺っていました。これは本当に国保の構造的な問題が今、噴き出してきているのではないかなというふうに思うんです。そしたら、果たして広域化をすれば、この国保の構造的な問題というのが解決するのでしょうか。

この介護納付金ですとか高齢者の支援金分、これ、一人一人の保険金にかけてくるというふうになったのは何年からですか。それ以前は全体として保険者の中で、その部分もいろいろと、繰入金も入れたりしながら考えてきたと思うんですが、これを一人一人の保険金に直結するような形で計算をされてきたというのは途中からだったと思います。これについても教えてください。

それから、今回の値上げは本当に市民にとっては大打撃です。先ほどお配りしました表の中にもありますけれども、この表は裏と表になっていますけれども、介護分(2)と書いてあるほうが40歳以上の御夫婦と、それからその他の家族の方がいてはる、40歳にならない家族の方がいてはる。もしくは、65歳以上

の家族の方がいてはるという部分です。

介護分というのがついていないほうですね。こっちは全ての方が40歳までか、それとも65歳以上という世帯ということで表がつくられています。ここの数字は国保年金課のほうで見ていただいたので、間違いはないと思っています。

この中で、マイナスというのが平成26年度に国保料が下がるということなんですけど、あるかということ、非常に少ないというのが、ぱっと全体を見てもらっただけでもわかると思います。

所得割がゼロの介護保険のないほうですね。ここはずっと1人でも2人でも3人でも4人でもみんな値下がりになるというのは確かなんですけれども、これは400円とか500円とかという、これ年間値下がり額です。ところが、値上げのところを見ていただくと、非常に大きな金額。例えばその下の100万円台のところでも7,500円からあります。この3人のところだけは、ちょっと法定軽減が新たにかかるので3万1,000円となりますけれども、値下げが。ほかのところは1万円弱ぐらいの値上がりになるということです。

200万円の世帯だと2万円ぐらいになる。これが裏面の介護保険がつくということになると、もっともっと値上げ幅が大きくなっていきます。

250万円で4人世帯、お父さん、お母さん、40代以上、それから子どもさんがいる、そういう世帯では、何と年間6万2,213円の値上がりになってしまいます。

本当に子育てを応援するということで、ことしの摂津市はいろんな妊婦健診ですとか、それから子どもの医療費の助成ですとか、取り組んでいただいているわけですが、この大きな値上げの中で、

やっぱりそれが帳消しになってしまうような、そういうことにつながるのではないか。

今まで摂津市は国保料の値上げを6年間も据え置いてきていただいて、私は本当に努力していただいているなど。大阪府下で、数字の計算の仕方によりますけれども、一番低いというふうなことも、言われています。それは本当にそうだったと思うんです。だからこそ、この消費税が増税される、ことし、せっかくいろんな子育ての施策もとっていただいている中で、この国保料の値上げというのは、やっぱりやめてほしい。ぜひともこの値上げストップをしてほしい。こういうふうに思います。この問題について、市民への影響ということをごひ言っていただきたいと思います。

それと、ずっと後期高齢者への支援金とか介護納付金。これが一般会計を繰り入れをしないということで、ことしは算定されたということをごひ言いました。

堤部長の言葉ですと、本来あるべき姿というふうにおっしゃいましたが、これはずっと初めからそうだったわけではなく、途中からこういうやり方に国が変えてきたということがあるわけですが、この一般会計にもう繰り入れをしないということになると、もちろん後期高齢者はこれからたくさんふえていくわけですし、介護の部分も大きくなっていく予想がつくわけですから、毎年毎年値上げになっていくのかという不安が物すごくあるわけですから、その部分も含めてお願いいたします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、歳入の部分で、交付金の中身のお話でございます。

前期高齢者交付金を除いて、ほとんどが交付金が下がっているというところで

ございます。

国庫支出金、国庫負担金のほうでございますが、こちらにつきましては、一般被保険者にかかります療養給付費の32%を国が負担するものでございます。

国の療養給付金の32%を国が負担するというのであれば、給付費が2億上がっているの、こちらについても上がらなければいけないとなるんですが、この療養給付費負担金の32%を計算するに当たりましては、前期高齢者交付金、ここをまず控除します。前期高齢者交付金でいただける分は除いて32%をかける形になります。そのため、前期高齢者交付金がふえておりますので、こちらの国庫支出金については減少しているものでございます。

その中で前期高齢者交付金というのがどういうものかということをご説明させていただきます。

こちらにつきましては、65歳から74歳の方を前期高齢者といいます。国保につきましては、被用者保険などから、退職されたから、60歳を超えられて国保に入られる方が非常に多くございますので、この65歳から74歳のこの年代の方をとらえて、国保、被用者保険などの保険者、全ての保険者でこの65歳から74歳の医療費を拠出し合って助け合おうという制度になっています。

特に、先ほど申しましたように、国保についてはかなり前期高齢者の加入率が被用者保険に比べて高いという形になりますので、交付金につきましては、いただけるほうになります。逆に被用者保険のほうは出すほうになっていると思います。

団塊の世代の方が65歳、今年度から入ってこられましたので、どんどん、この前期高齢者の割合というのが国保につ

いてはふえていきます。

そういった関係で、前期高齢者交付金についてはふえていくものと考えております。

したがって、保険給付費の増加というのが、ほとんどがこの年代の方の医療費がふえているということで、その増加分については、交付金のほうで賄われているような状況となっております。

ですので、歳出の保険給付費の2.3億とほぼ同額というのはそういった事情となっております。

続きまして、構造的な問題が都道府県化で解決できるのかというようなご質問でございました。

国保の都道府県化の問題でございますが、こちらにつきましては、今回、軽減の拡充だとか、先ほど申しました、保険者支援の繰り入れの拡充というのもあるんですが、それ以外に、まだこれは確定ではございませんが、後期高齢者支援金の拠出の仕方、これが被用者保険の総報酬制というのを検討されております。それによって浮いた財源を国保に投入してはどうかというようなことも今後進められるものと期待しております。こういったことで都道府県化することで構造的な改革改善ができるというわけではなく、そういったものも含めて都道府県化が予定されておりますということで、都道府県化により、国民皆保険が守られていくものと期待しております。

後期高齢者支援金のほうが別の制度となった年度ということでございます。これまで、老人保健制度というのが平成19年度までございました。平成20年度から後期高齢者支援金というのが後期高齢者医療制度ができて、それに伴いまして後期高齢者支援金分というのが別で保険料が賦課される形になりました。

平成19年度までにつきましては、介護納付金と医療分と、2本立ての保険料を頂戴しておったわけでございますが、平成20年度からは後期高齢者への支援分が明確となるようにということで、医療分から分けて、支援分として別途賦課される形になっております。

続きまして、いただきました表の状況でございます。マイナス部分が少ないということで、確かにこの表を見させていただく限りでは、マイナスの部分が少うございます。

だからといって、全てが値上げかといいますと、軽減の拡充、こちらについても次の議案にはなるんですが、軽減の拡充により、非常に5割軽減世帯が増加するというので、山崎委員のところにもございましたように、200万円世帯の所得以下の方が7割を占めておられると。いわば、この表の200万円から下の世帯が7割。表で見ますと、確かにプラスはございますが、この中の構成比で見ますと、マイナスの部分に含まれる方も非常に多く見ております。ただ、具体的にこの所得ごとに何人いるというのは出せてはおりませんが、先ほどおっしゃったように、表だけで判断はできないものと考えております。

もう1点、250万円世帯の値上げというお話もございました。先ほど山崎委員の中にも保険料改定に当たってということで、少しちょっとご答弁ができなかった部分もございます。こちらにつきましては、これまでよく4人世帯の200万円ということで、いろいろご指摘いただいております。今回、200万円4人世帯であれば、保険料の2割軽減が拡充されたことによってかかることになっております。

残念ながら、250万円の世帯の方に

つきましては、保険料の軽減の拡充は及びません。そのため、一定のご負担はお願いしなければならない状況にはなっておりません。

しかし、これまで所得のある方へのご負担についてですが、これまで委員会のご意見の中で賦課割合のことをおっしゃっていたことがありました。平成17年度まで国保の賦課割合が、応能割55、応益割45でした。これに戻してはどうかというご意見もいただいております。これは所得のない方への負担を減らすため、応益割を下げて、所得のある方の負担分である応能割を上げてはどうかという、そういったお考えであったのではないかと解釈しております。

改定に当たりましては、そういったことで、被保険者の方の負担はどうなるかというのでも試算をさせていただきました。結果といたしまして、所得割料率は上がります。

例示の4人世帯で250万円所得の場合につきましては、今回よりもさらに保険料が上がることとなります。また、応益割の保険料も下がる形になってしまいますので、応益割合を下げることによって、保険料の軽減額の全体額も下がります。そうすると、一般会計繰り入れである基盤安定繰り入れが減少し、保険料の負担が逆に上がることとなります。そういった状況もあり、今回の改定につきましては、一定の負担増はお願いしなければならない状況ではございますが、低所得者や限度額改定に伴いまして、中間所得者層にも配慮させていただいたものではないかと考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろいろと内容も教えていただきながらだったと思うんですけども、今、国庫支出金は前期高齢者の

ほうで金額がふえている分を減らすのだというお話だったかなと思うんです。その前期高齢者というのは、どこからお金が出ているのかということ、国保や社会保険やそういうところが出している分の持ち寄り、前期高齢者のたくさんいるところに割合としてたくさんお互いが出し合ったお金が行くということやと思うんですね。ということは、国は税金を今までやったら国保に対してしっかり入れてきたとはよう言いませんが、もっと昔はしっかり入れてきたと思いますが、大分引き上げてきていたのをさらに引き上げようとしていると。社保や国保のお金なわけですよ、前期高齢者のこの交付金というのはね。ところがそこにお金が入るからといって、国庫支出金を減らすというのは、これは国が責任逃れをしているということではないかと、私は思っています。

なおさら、今、これからの広域化に向けて、後期高齢者の被用者保険の総報酬制というふうなことが言われました。これは社会保険に入っておられる方とかに負担を負わせるということであって、ここでもまた国のほうは自分たちの果たすべき役割を果たしていないというふうだと思うんです。

課長のほうからは、今回法定軽減を広げた。また、平成27年度以降に国のほうは財源を投入して、保険者への支援をするというふうなことを言っていますというお話でしたけれども、これの財源になるのは、消費税の増税なんですね。要するに、結局、市民の懐から出ていくお金が一旦上に上がって、そのうちのわずかな部分が言いわけ程度にここへ充てられるということにしかほかならないと。今あるお金をより広げて市民のために国が出していくと、国民のために、国保の

ために出していくという形ではないということですが。

その中で、先ほど言いました、総報酬制の問題では、やはり被用者側は非常に反対をしております。社会保険から総報酬で全部出していくということについては、非常に反対意見が出ておりますし、それから、この広域化の主体を担う都道府県、これ全国知事会は国が構造的な、抜本的対策をやらへん限りはのまれへんと、こういう声明も出しておられるわけです。

この国保実務というところにその声明文も載っておりますけれども。何が国保の構造的問題かと言いましたら、国保には先ほどか何回も、課長も言っているように、もう仕事を退職された高齢者の方たちがたくさん入る、これが国保なわけですね。75歳過ぎたら後期高齢者になりますけれども。

それともう1つは、低所得の方、年金暮らしの方だけではありません。今、派遣で働いておられる方とか、パートやアルバイトで働いておられる方、若い方もたくさんいます。こういう方たちも会社で保険がつくってもらえなかったりとか、そういう中で、国保に入っておられる方、たくさんあります。また、今まで仕事をしていたけれども、その仕事を退職して、今、無職であるという、そういう失業状態の方もこの国保に入っておられます。そういう、本当に200万円以下の人たちが国保の7割ですと、課長もおっしゃったように、低所得の方たちがたくさん入っているのが国保なんです。

これは悪いことではなくて、反対に、こういう人たちがたくさん入る皆保険制度。国保というのが、それを下支えしているという、社会保障であるという、これは本当に役割を果たしているというこ

となんです。ここに対して、国がしっかりと財政措置をするということ、これがないと、国保の構造的な問題というのは決して解決はしません。もちろん社会保険でそれ肩がわりしてくれたと言われても嫌でしょうし、知事会だって国がお金も出さへんのになんなものを押しつけられても困るというふうに言うのももっともだと思うんです。その中で市町村は、本当に身近に市民と接するわけですから、本当に市民の方が大変な状態だというのは、国保の窓口の方が一番よくご存じだと思いますので、ぜひともこの値上げではなく、国に対して、大阪府に対して、しっかり物を言っていて、この構造的な問題を本当に解決してくださいと、そうでないと国保が持ちませんと。私たちはやはり国保がこれからも続いていくことを望んでおりますし、そのためにぜひとも一緒に国保をよりよくするために手をとり合ってやっていきたいと思っておりますけれども、その一番のネックは国が責任をどんどん投げ出していつていることですし、大阪府に関して言えば、共同事業交付金の話が出ませんでしたけれども、この共同事業交付金、こっちは府単位でやっている分だと思っております。これが今回の歳入では、4,655万4,000円マイナスになっていて、交付金がマイナスになっているわけです。拠出金のほうはそんなに下がっていないと、2,178万2,000円。

この大阪府の広域化支援方針というのは、全国の各自治体でも都道府県で広域化支援方針がつくられておりますけれども、全国の中でこんなにペナルティーをかけるような、こういった支援方針ってほとんどないんですよ。大阪府は、大変いろいろな自分たちの物差しでこっちを削り、あっちを削り、これをせえへんかっ

いと考えております。

○森西正委員長 小野副市長。

○小野副市長 増永委員の言われている中身は一定理解はいたします。市長会の会長として、これからもこういう状況でございますから、43市、政令市2市ですから、実際は41市ですけれども、具体的にまた申し入れもしていくということになると思います。また北摂市長会もでございますし、そこへも上げていくとなります。

それで、ただ、そうはいいましても、各市の所得の状況も相当違います。摂津市が今、国は国として申し入れをしていますが、なかなかならないんですが、摂津市の今の現状の中、どういう手がとれるかと、それが大きくここにも影響すると私は思っていますし、今後、議会でこの議論をさせてもらわなあかんのですけども。

摂津市の今の現状は、例えば、平成17年経常収支比率では110まで来ました。そのときにレジャープールを廃止しました。ものすごく批判を受けました。その後に味舌と三宅の件もありましたけれども、それが第2の夕張市かと言われたときでありました。

それが110ありました、経常収支比率が。その内訳の中で、平成24年が100.2まで上がってきたんですが、この平成17年と平成24年どこが違うかといいますと、いわゆる今までも我々言ってきましたけど、人件費の割合が平成17年は33.2ポイント持っていました。それが平成24年度は27.90、5.3下げております、人件費を。それでただ、扶助費が6.2延びましたから、結局、人件費の減で扶助費が賄えたということと言っても、もう、これは過言ではないと思っています。

なぜ10下がってきたかといいますと、

いわゆる交際費が当時30持っていたやつを17.5まで下げていますから、いわゆる建設事業費等々そういうもので圧縮したというのが現状でございます。

それで問題は、例えば繰出金のこともご指摘いただいて摂津は頑張ってきたと思うんですが、繰出金はいわゆる政令市2市を除いて、41市町村の中で第5位であります。これは摂津市は頑張ってきたというふうに評価いただけると思います。それで最下位のグループが箕面であります。我々、いつも議論しますのは、議会からも言われますし、皆に言われるのは、北摂における摂津市はどんな状況なんだということを常に問われます。ところが、この繰出金の中身から見ますと、池田市とか豊中市と茨木市はもう30位以下に入ってくるんですね、繰出金が。ここが物すごく圧迫いたします。

それで市民所得では、摂津市は、市長もいつも言っています、いわゆる財政力が高いのは当たり前でございます、これはもうご存じのように、歳入に占めるその税の割合が、吹田市と摂津市だけと違いますか、52ぐらいあるんですね。こんな市はないんです、今のところ。だから税収はなぜ多いかというと、これ固定資産税なんですね、法人なんです。個人になりますと、摂津は平成23年度で1人当たり見ますと17位なんです。それでこれの個人所得が一番高いのは箕面市なんです、またこれが。箕面が1番、2番吹田市、3番豊中市、4番池田市、5番豊能町、6番茨木市、8番島本町、9番高槻市も続きます。すなわち三島筋に全部張りついてくるんですね、個人所得が。

ですから、ここに問題に出てくるのはその扶助費問題なんです。当然、その所得の関係で単独扶助費、摂津市は多分9

億ぐらい持っております。この辺のところをどういうふうに振り分けるか。市としては今後議論したいのは、そうなれば国保のほうに最重点に入れるのか、どうするかという議論が私はもう来ているんだと思います。したがって、摂津の単独扶助費は府下ナンバー1であります。ところが、この35位に高槻市とか、37位に箕面市とか、いわゆる下のほうに今度扶助費は北摂が来ます、全部が、ほとんど。そうしますと、三島筋の高槻市と摂津市と茨木市と島本町、この中へ伍していこうとするならば、どの方法をとるかということはおのずと出てまいります。ただ、私が今思っていますのは、扶助費の問題が上がれば、いわゆる定住とか人口増は住みやすくなりますし、扶助費を下げていくと今度は住みにくい、定住しにくい、ここに私はその低所得者の方々における扶助費問題があると思うんです。したがって、この問題というのは一に財政抜きにはできませんので、そうすると、これからの議会の議論ですが、どの扶助費、どの形を守るのかということはず議論させてもらわないといけないと思います。それで泉佐野市がああいう犬税とか、それから通行税をやっている。あれが平成24年度決算で一番高いんです。私はこの摂津市の100.2というのは多分たばこの税収がなければ府下ワースト1位になっていると思います、内容的には。それから財政力は高いのと、現実の市民の方々の暮らしの問題に相当乖離がある。したがって摂津市の単独扶助費の問題があったというふうに見ていいと思うんです。したがって、今後の経常収支比率が100を超えて、これはちょっと下がらないというふうに見ていますので、その中で一度議会と十分この辺のことを、資料も出した上で、摂津市はこの

扶助費問題、トータルの繰出金と扶助費問題をどうするかということ、これは一度議論をしていかないと、個別の議論ではもう間に合わないだろうと。ただ、ここの問題は、この、今言っておられるような、摂津市として地方消費税1が1.7上がりますし、10になったら2.2になってくる。その財源はどこに使うんだという議論がまたあると思うんです。そういうところの問題をまたやらせてもらわなきゃいけないと思います。この地方消費税をどこで使うんだと。建設事業なのかそれとも市民の福祉なのかはこれ議論がかなりでます。したがってそういう議論も含めて、摂津市のこれからのありよう、三島筋で財政力の強い市がございます。

それでもう1つ、資料に出てまいります、私ども見ているのは、経常収支比率と、その実質公債比率が私は一番のポイントだと思っています。摂津は今7.9持っています、実質公債比率。ところが吹田市は0.4であります。何と高槻市はマイナスの0.1であります。ということは実質公債費がないということなんです、ここまで来ますと。それから箕面市が4.9、それで茨木市もマイナス0.5なんです。だから茨木市は物すごく強いんです、財政力が。だからそのところと伍していこうと思ったときに、摂津市は何をしなきゃいけないということは、これは一度、議会とこのことについて、国保問題を議論する、扶助費問題を議論しないと、個々の問題の中ではもう、多分立ちいかないというのが私の今の市の認識でございまして、その中での第5次行革ということで、いよいよこの3月にはお示しいたしますので、ここからのいろいろ議論の中で、摂津市は頑張ってきたと、ご努力いただいた中で、こう

いうご指摘を受けないような努力をどこで集中的にやるかということの議論が必要だということを私も思っております。また府の市長会については、市長会の会長をやっておりますので、厳しく国にはまた求めていくような形はとってまいりたいというふうに考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

国や府に対してもしっかりと物を言っていただけということ、ぜひそのようにお願いしたいと思っています。また、副市長からもいろいろと教えていただきました。私どもこれからもっと大きい視野できちんと勉強もしていきながら、質問もしていきたいなというふうに思っております。

国保に加入していらっしゃる市民の皆さん、大変高い割合です。今、市の全体を見ないといけないというふうにおっしゃっていただきましたが、一人一人の市民の家計もやはり子どもの医療費の助成でこれだけいいことがあったと、妊婦健診でこれだけいいことがあったといっても、それが国保の値上げで飛んでしまうということであれば、これは市民として住み続けたいと、住んでいてよかったというふうになかなかかなりにくいところだと思いますので、一人一人の市民の家計もやっぱり全体で見ていかないといけないと思っております。そのためにはこの国保の問題はぜひとも値上げをしないでいただきたいと、日本共産党としては思います。要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時 4分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第8号及び議案第15号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。ありませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、後期高齢者医療特別会計についての質問をさせていただきます。

平成26年度予算、10ページの保険料のもとになる、後期医療の被保険者数の摂津市での推計。1人当たり医療費の伸びの推計、ちょっと教えていただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合議会で保険料の伸びは1.21とされましたけれども、摂津市の保険料負担は、数の問題もあると思うんです、4,100万円の増となっております。府下の75歳以上の高齢者の6割が所得ゼロの世帯ですね。所得のかからない、所得割のかからない世帯で少し値上げにもなると。本市において、所得ゼロの世帯が何%ぐらいになるのか。高齢者の負担がふえることについてどういうふうに見ておられるのか。普通保険料の低所得者の部分で普通納付をいただいている、こういった方でどうしても払えない滞納者がふえないか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと健康診断の事業ですとか、肺炎球菌ワクチンの接種などの事業についてもお聞かせいただきたいと思います。受診率とか接種率。集団健診で、国保とあわせてメタボ健診なんかをやっていると思いますので、摂津市は比較的高いほうだと思うんですけども、受診を伸ばす、そういう拡充の考え方、お聞かせいただきたいと思います。

それからあと葬祭費の支給、これはもう今、改善しているということも後期高齢者医療広域連合議会でも言われていたんですけど、とり上げられておりました。葬祭費の支給の周知などについてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、補正予算のほうですが、決算見込みの補正で5%ぐらいとはいえ、保険料の3,400万円の増は予算との乖離がちょっと大き過ぎないかと。最初に無被保険者の増というのが織り込み済みではないかと思しますので、このあたりもお聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、被保険者数の状況でございます。

制度が平成20年度に発足しまして、既に平成25年度で6年目を迎えます。被保険者数につきましては、5,502名が制度当初の年度末被保数でございました。年々高齢化の進展に伴い増加してきております、平成25年3月末では7,060名、現時点で、平成25年12月末現在で7,280人が被保険者数の状況でございます。来年度につきましても200名ぐらいの増が見込まれております。

続きまして、医療費の状況でございます。

医療費につきましても年々増加はしてきております。1人当たりの医療費でございますが、平成20年度につきましては、11か月分の医療費でしたので、1人当たりは77万1,000円ほどの1人当たりの医療費でございました。平成24年度末でございますが、1人当たり102万3,352円が摂津市の実績でございます。

続きまして、特定健診の受診率の関係でございます。予防接種の接種率のほう

はこちらのほうで掴んでおりません。申しわけございません。特定健診のほうで申し上げさせてもらいます。

特定健診につきましては、平成24年度の受診率が直近のデータとなっております。18.09%が特定健診の受診率となっております。

保険料につきましてですが、平成26年度保険料改定ということになります。改定に当たりましては、保険料の賦課については広域連合のほうで賦課決定いたしますことで、こちらのほうで保険料云々はできないんですが、広域連合のほうの当初の見込みでは7.73%の伸びを見込んでおりました。その後、医療費などの精査をされ、1.21%まで1人当たりの保険料は下げた予算ということでお聞きしております。

また軽減の拡充がございましたことから、軽減の拡充を反映させた場合は、ほぼ横ばい、前年度並みになったということをお聞きしております。

もちろん後期高齢の方につきましても、国保と同じく、保険料軽減の拡充がされておりますので、5割、2割の方も保険料の軽減がかけやすくなっております。

続いて葬祭費の周知でございます。資格に関しましては国保年金課のほうの窓口で資格の喪失等は受け付けさせていただいておりますので、お亡くなりになられた方につきましては葬祭費のほうの申請もあわせてさせていただいております。

また、年に1度、未支給、亡くなっているにもかかわらず申請しておられないという方につきましてデータを抽出させていただいて、通知のほう、葬祭費の申請がまだですよということでご案内はさせていただいております。

続いて、補正のほうについてですが、委員おっしゃるとおり、3,400万円

増額補正させていただいております。被保険者の伸びが予想以上に伸びているというところもあるんですが、滞納の保険料とかの分についても、収納が入っておりますので、滞納分の保険料分のほうについては広域連合で見込めませんので、そのあたりの収納増も含めて保険料の補正という形になっております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 被保険者の増加とか、それから1人当たりの保険料の増加。被保険者がふえて、1人当たりの医療費もふえると。そうすると、保険料が6年間もついていますけども、2年ごとにどんどん上がっていくと、これ構造的なやっぱり問題があるんですね。これもしっかり、わずかな金額であっても値上がりをしていくということについては、やっぱり国に解決というか、求めていっていただきたいと思います。

年金がことしは本当に減額をする、そして消費税が上がるという中での、保険料の、わずか例えば所得ゼロのところでも年間80円から100円というような金額であったとしても、やっぱり高齢者の暮らしは大変ですから、しっかり制度改善を求めていただきたいと思います。

受診のほうは非常に、18%、府下でもこれは高いほうなんです。けれども、お年寄りもしっかり健康、病気にかからない予防、しっかり進めていただいて、葬祭費のお知らせもデータ抽出をさせていただいているということを知りましたので、ぜひしっかりお知らせいただいて、高齢者の健康を守っていただきたいと思います。

3,400万円も保険料滞納分、ちょっと首をかしげるところもあるんですけども、そういう意味では、保険料、しっかり納めていただける方には本当にご苦労

いただいていると思いますけれども、保険料が上がらない、これも本当に非常に国が制度的にコントロールしている部分ですので、現場として広域連合議会に任せるのではなくて、市からも上げていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の方は、特別徴収と匹敵するぐらい普通徴収の保険料の方が多いということで、これはやっぱり高齢者の助成が多いのかなと。年金が無年金だったり、少なかったり、そういうことかなというふうにも思うんですけども、滞納ということにならざるを得ない場合もあるかとは思いますが、資格証の発行ですとか、それから差し押さえですとか、そういうことがないかどうか、お聞かせいただきたいのと。

あと国保は摂津市では一部負担金の免除、非常に市民の皆様に喜ばれて使っていただける制度になっています。窓口でも親切に対応していただいています。ところが、後期高齢者になると、なかなか使いづらい制度になっていると思うんですけども、この一部負担金免除の制度も使われているのかどうか、これについてお聞かせください。たとえ1割といえど、やはりその1割がしんどいということで、受診抑制につながらないようにお願いしたいと思います。数をわかればお聞かせください。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、資格証と差し押さえの状況でございます。

後期高齢者の方につきましては、資格証のほうの発行はいたしておりません。差し押さえにつきましても現時点では実績はございません。

続いて、後期高齢者の一部負担金免除

の状況でございます。

平成24年度につきましては、昨年、災害に遭われた方が1件、申請がありました。平成25年度につきましては、現時点では該当はございません。

また要件につきましては、災害や住宅家財に著しい損害を受けたときや事業の休廃止、失業により著しく収入が減少したとき。ここにつきましては、あくまで本人だけではなく、主たる生計維持者、息子さん等が世帯主であればそういった場合も該当するというふうに聞いておりますので、この辺につきましては丁寧な周知をしてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 差し押さえも資格証の発行もないということで安心をいたしました。また、今後ともそういうことのないように、ぜひよろしく願います。

一部負担金の減免につきましては、やはり高齢である方の場合に、本人さんが事業の休廃止とか失業とかというのは結構珍しいケースだと思われまので、家族の方もということとはぜひしっかりと周知していただきたいというふうに思いますし、またひとり暮らしの高齢の方が本当に医療費に困るということのないように、ぜひまた市からも広域連合のほうに声を上げていただいて、使いやすい制度にということをお願いしたいと思えます。要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 それでは、なければ以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第34号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 一般会計の中でもこの問題に関してはいろいろと質問をさせていただき、意見も言わせていただいたのですが、障害のある方が障害の3級ということで認定を受けまして、私も先日一緒について、どういう制度が受けられるのかということで、冊子も見せていただきながら説明を聞いたところなんですけれども、やっぱり1級、2級ですと、いろいろと使える制度があります。けれども、3級、4級となると、なかなか本当に経済的に助かるというような制度が少ないというのが、本当に実感をしました。お仕事もなかなかできないような状況になっておられる方だったんですけれども、経済的に本当に医療費を援助するというようなことでは難しいなあというふうに思いました。

その中で、この摂津市の老人医療費の助成というのは、私がついていった方はまだ若かったのでこの対象ではなかったのですが、高齢になると、この制度が使えて、一部負担で窓口500円とか1,000円で医療が受けられるということでは、非常に喜ばれていた制度だと思うんです。

ここに60歳以上でしたね、たしか。2割負担が医療費としてかかってくるということは非常に厳しいというふうに思います。この制度についてやっぱりこれは改悪だと思いますので、やめていただきたいと思います。

いろいろ一般質問のところで聞きましたので、これは要望で結構でございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、この廃止を決められた理由をまた聞きたいと思うんです。というのは、70歳、先ほど言われた障害者認定3級を受けておられる方の話を

お耳にして、今までは窓口負担500円で済んでいると。この春から、そうすると、なので2割負担なんですかね、現行でいくとね。でも、70歳になっても2割負担のまま、ことしは特にね。そういうことになると、きついじゃないかと。この方、だからなるべく病気にならないようにということで、それこそ市のいきいき体操なんかに参加しておられて、一生懸命健康づくりを頑張ってきたのがっかりすると。こういう声が出てくるという廃止なんですよ。こういうこと、それこそ市民に与える影響というか、しっかり考えて決められたのか。

この福祉の制度というのは財政を理由にしたらいかんと思うんです。それこそ生活保護の裁判なんかでもそうですけども、福祉を守るということは、自治体の第一義的な役割で、しっかりと福祉、必要な分、しっかりとそこで対応する。その財政を持ってくるというのはそれこそ市の役割ですから、お金のあるなしで福祉の制度を後退させるということはいかんと思うんですけども、どういう検討をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、廃止に当たったの検討ということでございます。

まず、老人医療制度につきましては、本会議、一般会計のほうでもご説明させていただきましたとおり、2つのものがございます。65歳以上の方を対象に、窓口負担を1割とする老人医療費助成と、障害者手帳の3級、4級をお持ちの方、被爆者手帳をお持ちの方を対象に窓口負担を1日500円までとする、一部負担金助成がございます。

前段の老人医療費助成につきましては、まず65歳から69歳の方、1割という

ことで、老人医療証のほうをお渡しさせていただいているんですが、今回、70歳の方がこれまで2割、法律上2割でしたが、1割に据え置かれていました。次の4月からはそれが段階的に、新たに70歳になられる方から段階的に2割に戻すということで、国のほうが方向性を出されました。

そういったことになりますと、これまで1割だった方が、逆に70歳になって2割、また75歳になって1割という世代間の逆転現象が出てまいります。こういったこともございまして、老人医療費助成、この部分については廃止せざるを得ない背景がございまして。

摂津市のほうとしましては、これまで府下で最後までこの制度を維持してまいりましたが、やはりこういう国の動きに合わせて廃止せざるを得ない状況になったものでございます。

また、一部負担金助成につきましても、これまで市単独ということで、こちらにつきましても助成はさせていただいております。そもそもの話にはなってしまうんですが、老人医療制度ができました、昭和47年の当時というのは、国民会議の報告で出されております、1970年代のモデルのその時期に創設されたものです。当時といいますと、高齢者の割合が非常に少なく、終身雇用でご主人さんは働かれて、奥様は自宅で子育てをされているような時代の背景のもと、つくられたものでございます。

しかしながら、現在、支えられ手である高齢者の方が非常にふえてこられたと。逆に支え手の方が非常に少ない状態になってきました。

一定制度の目的でありました、高齢者の長寿ということにつきましても、非常に高齢長寿というものは目的は果たして

いるものではないかと思えます。

そういった背景がございますことから、今回、国の動きに合わせまして、これ以上、制度としてはなかなか維持するのが困難ということの背景もございまして、今回廃止をお願いしているものでございます。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 今の答弁を聞かせてもらったら、改悪ではないとは言えないんですね。

国のそれこそ制度がこう、70歳以上をめぐる情勢としては悪くなっていく中で、それを後追いするような話になってはいないかと。

やっぱり国の制度改革にも反対してもらいたいですし、代表質問のときには、南野議員の代表質問のときに、健康づくりにシフトしていくのというようなこともちょっと出ていたんですけども、それにかわるもので、この市民に対して、今、これから廃止をされる市民に対して負担がどこにかわるというものではないわけですから、しっかりとこの辺は維持すべきだと思うんですけども、ちょっと納得できるもの、もう一度お願いしたいと思えます。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 確かに健康づくりのほうにシフトということで、老人医療制度につきましては廃止させていただきまして、今後の健康づくりのほう、子育て、次世代への投資という形にも今後方向性のほうも変えさせていただいているところではございます。

ただ、先ほど障害者手帳3級、4級をお持ちの方が3割になられる。確かにこういった部分につきましても、いろいろこちらのほうも検討させていただいています。

国の制度としましては、後期高齢者のほうは障害者手帳3級、4級をお持ちの方について、65歳以上の方になるんですけども、後期高齢者制度へ移行ができるという制度もございます。そういった場合、医療が1割で受けられると。確かに保険料の逆転が、一般的に所得が少ない方については、後期高齢にいかれたことによって保険料もお安くなる、医療費負担も1割になると。そういった部分もありますので、いろいろな制度を周知しながら、負担をなるべく抑えるように、周知はしてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 安田課長の答弁に補足をさせていただきたいと思えます。

福祉医療制度、福祉医療費の助成制度を含む医療保険制度等の見直しにつきましては、国、それから府の方向性や他の市町村の動向をうかがってきたところでございます。

老人医療費の一部負担金助成制度につきましては、これまで多くの市町村が府制度に上乘せを行ってきておりました。現在では、本市を含め実質3市という状況でございます。実施している市につきましても、吹田市と茨木市においては非課税世帯に限定をしているという状況でございます。

一方、府のほうは、平成24年度に平成25年度をもって廃止するという意向を実は示しておりました。ただ、国が社会保障制度改革国民会議を設置しましたところから、その結果を踏まえて再度検討をするとしております。

平成24年度の第2回福祉医療費助成制度に関する研究会、平成24年8月24日に開催したものでございますが、そこにおいて、現時点では安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立

たず、一部先行して見直しを実施しても制度の見直しが避けられないため、財政構造改革プランにおいてめどとされた平成25年度における抜本的な見直しについては一旦見合わせることにする。国における医療保険制度等の見きわめができた段階で、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、持続可能な制度の構築に向け、改めて検討すると結論づけております。

ただ、研究会でのこれまでの検討結果と申しますのは、老人医療費の一部負担金助成については全廃をして、障害者医療に統合するというものでございました。

摂津市としましても、今まで頑張ってきて、続けたいところはやまやまではございますけれども、もう皆さんご存じとは思いますが、国民改革会議の中で、都道府県は医療計画というのを持っています。結論としては、2025年を迎えて、市町村が医療保険を持つことがもう難しい。つまり財政的な運営も含めて、都道府県がそれを担うことによって、医療計画と国保保険者としての都道府県がそれを一体的につくることによって、2025年に向けて有効な対策を考えていくという責を担うためにそういう改革をするんだというような結論が出ております。これまで市町村が国に対して要望を上げてきました、市町村の財政ではもたないということが背景にあって、こういう形で結論が出ている中で、市町村が、府がやめようとしている老人医療費の一部負担金助成をこれ以上続けていくことができないという、非常に残念ではありますが、国が不十分ではありますけれども、2025年に向けて一つの結論を出していく中で、私たちもこれに向かって協力をしていかなければならない部分でございます。

あと、安田課長申し上げましたように、あとのフォローにつきましては、今、考えられる限りのフォローをしていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 いろいろ制度の説明もしていただきましたけども、制度変更までは持っておくということは可能ですよ。できること、ぜひ続けていただきたい。

後期高齢者への移行は、それこそ今ずっと、後期高齢者の制度スタートのときに比べたら障害者の方移行と非常に減っています。使えるものがあるならぜひ移行をお勧めしていただいたらいいと思うんですけども、それでもなおかつそうではない方も、当然、被爆者やら何やらいっぱいいらっしゃるわけですからね。本当に制度改悪というか、もう制度がもてない、市町村から全部医療計画を手放してしまうということになるのかどうかわかりませんが、それまでは持っておくということではないのかなと思うんですけども、それも無理ですかね。

○森西正委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 先ほども申し上げましたように、国民改革会議で一定の結論が出ています。

2025年問題というものを考えたときに、医療費は10年間で1.7倍、介護サービス費も2倍になるという推計が出ております。今のままで行くと、医療費は少なくとも、その支え手が減っていることも考えますと1.7倍では済まない、2倍以上になっていく。介護の保険料も2倍以上になっていくというような状況です。

国の財政の心配を私たちがするのかもしれませんが、やはり国民でもございまして心配もしなければなりません。今、40兆ほどの税収しかございません。そ

の中で社会保障費が十分賄えていないという状況があり、国際的な信用をなくしてしまうと為替が非常に下落をして、国民生活にも大きな影響を与えます。円が紙切れになってしまいます。そういう意味で不十分ではありますが、一定、国が結論を出して消費税を上げたということに関しては、私は個人的には消費税が上がるということは反対ですけれども、日本という国が世界の中で成り立っていく、あるいは日本の今、行っているこういう社会保障制度を維持していく上ではやむを得ないことなのかなと思っています。

北欧では25%の消費税という例もございます。もちろんその25%の消費税であっても、国民が安心できるシステムがそこでは築かれていると思います。まだまだ日本の今の制度は不十分な部分はたくさんあると思います。やはり今の若い方は将来に対して漠然と不安を感じておられると思います。今の日本という状況は私は非常にすばらしい状態だと思います。しかし、10年後に医療費が1.7倍、介護サービス費が2倍になったときに、支え手が支えられるか、どんな状況になるんだという皆さんが抱えている不安は非常に大きいと思います。その中で一つの方向性が示されているということでございます。この中で皆保険を最後まで守っていくためにこういう制度改革をやるということを私は信じておりますので、1人の市民として、あるいは1人の国民として、この方向性に協力をせざるを得ないと思っています。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 国民会議の議論は私らも見ていまして、そのためにそれぞれ消費税を上げて、それぞれ国保も広域化し、財布をそれぞれ拠出金1つのプールを1

つつくっていくとかの方向性がもう着実というか、順番にやっていかれているわけなんですけれども、しかし、その将来像というのは、国民会議の中でも本当に国民負担を減らして安心の医療が確立できるかといったら全然見えてきていないんです。そういった不安の中で、やっぱり市が、今できることなら、やめてしまわずに持っておいてもらいたいなと思っています。

この辺はそれで要望としておきますが、ぜひこれからの行革も含めて、いろいろこういった制度改正というか出てくると思うんですけども、しっかり市民を守るという制度というのは守っていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第39号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 国民健康保険の法定軽減を広げるということで、これについては非常によいことだろうと思います。消費税の充てられる福祉の部分がこのところに当たるという、その割合というのは、非常に消費税の増税の中からたったこれだけかという思いはあるんですけども、これそのものについてはいい内容だというふうに思っています。

ただ、今回の摂津市の国保料の改定で、法定軽減がかかる世帯まで値上がりするということについては、やはり問題があるなというふうに思います。

それから、限度額の問題でいきますと、中間所得層が本当に軽減に当たるのかと

いうところでは、そうではないのではないかというふうに思います。中間所得層世帯、500万円の所得の方でも、77万円のところでしたら、そこが限度額になったのに、今回81万円になってしまいうということで、77万円を超えてしまいうというようなご家族もあります。やはりそこは考えなくてはいけないのではないかなというふうに思っております。この問題についてはまたしっかりと国保の中でどんなふうに市民に影響が及ぶのかということも考えながらやっていただきたいと思います。要望で結構です。

○森西正委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時38分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第7号及び議案第14号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 それでは、介護保険特別会計予算の件で質問したいと思えます。

まず、これ、被保険者数、人数について教えていただきたいのと、あと近年の推移について伺いたいと思います。

それと、当初予算の主要事業一覧にも載っておりました、予算概要の188ページの介護予防普及啓発事業というのは、ノルディックウオーキングとか書いてあるやつだと思えますけれども、それについて具体的にどんなものを企画されているのかお聞かせいただきたいと思えます。

す。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齡介護課長 それでは、私のほうから被保険者数の推移ということでお答えさせていただきます。

第1号被保険者数としまして、平成23年度が1万7,476人、平成24年度で1万8,458人、最新としまして、今年度平成26年の2月末現在でございますが、1万9,363名というふうになっております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齡介護課参事 それでは介護予防啓発事業の中のノルディックウオーキングについてご説明させていただきます。

ノルディックウオーキングにつきましては、まちごとフィットネスヘルシータウンせつ事業として、平成25年度に別府一津屋コースという新しいウオーキングコースができましたので、そのコースを活用するものです。ポールを持ち、ウオーキングをするということで、通常の歩行と比べエネルギー消費量が20%程度増すと言われております。

ノルディックウオーキングには、ポールを持つことで肩や首の筋肉をほぐし、血行をよくするとか足の指の力がつくということで、転倒予防にもつながる、あるいは姿勢を正して歩きますので、胸郭が広がるということで、高齢者の方々の介護予防に大変効果があるといわれています。新しいコースを活用し、高齢者の方自身がお元気になっていただくことにあわせ、ご近所の方、皆さんで歩いていただくということで、グループづくりという形でも展開できればと考えております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 被保険者数についてお答えいただきまして、年々1,000

人ほど増加されているんだなというのがわかりました。

それと次の介護予防普及啓発運動について、ノルディックウォーキングということをお伺いしましたけれども、普通に歩くよりかはポールを使って歩くと、全身運動になって、おっしゃるとおり姿勢もよくなったりだとか、エネルギー消費に至っては20%もアップするようで、本当に介護予防という点ではものすごく注目すべき点だなというふうに思いますので、これからもどんどんと皆さんに周知していただきたいと思います。

まちを歩いておられます、最近、普通に歩いておられる方もいますけれども、時々集団で10人ぐらいの方で棒を持って歩いている方もお見受けしますので、これからもこの取り組みについてどんどんと進めていっていただきたいと思います。

それから、今後、また、これから考えられるほかの取り組みについて、想定されていることでもあれば、少しだけでもお聞かせ願いたいと思います。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 介護予防という視点でお話をさせていただきますと、今まではどちらかというと身体機能をアップするという考え方が多かったと思いますが、今後、2025年を見据えて介護予防をどう考えるかといった際には、高齢者の方が出かける場づくりとか、集える場づくりとか、そういった意味もトータル的な介護予防、閉じこもり予防、介護予防と言われておりますので、今後、平成27年の介護保険の改正も見据えまして、地域においてそういう集える場、集えて体操ができれば一番いいと思います。そういう場についての検討を進めたいと思っています。

もう一つ、このたび、保育所とか幼稚園において体操を高齢者自由参加型ということで、計画をしております。これも体操することプラス子どもたちの元気な姿をみることで、高齢者の方がエネルギーをいただいていたたり、自由参加ということで、気軽にご参加いただいて、その中で仲間づくりにつながっていけるよう園長会や所長会、関係機関と連携をとりながら、拡大できるように進めていきたいと考えています。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

今後、集える場についての検討や幼稚園、保育園での体操ということをご検討されているみたいで、ノルディックウォーキングと集える場で皆さん集まって健康についてを語っていただいたりだとか、幼稚園でお子さんの元気な姿を見ていただいて、またご自身も若返っていただくような取り組みとかをされていくと、今後介護が必要となる方を減らしていく前の準備の活動だと私は認識しておりますので、とてもよいことだと思うので、どんどんと頑張っていただきたいと思います。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険はこの第5期せつつ高齢者かがやきプランの最終年度になると思います。

このかがやきプランの中に介護給付費の推計ということで、各年度ごとの金額が上がっています。もちろんこれはプランですから、このとおりに予算が組まれていくというわけではないと思うんですけども、今、介護保険、保険料に対して給付の状況というのがどうなのかと。今度、またこの平成26年度で新たなかが

やきプランをつくっていかれるわけですが、もちろんサービスの中身やそういうものもありますけれども、一つ、やはり介護保険料が一体幾らになるのかというのが、皆さん、高齢者の皆さんが一番の関心ごとであると思います。年金からもう天引きになってしまうので、この介護保険料の負担というのが大変きついという声をよくお聞きしています。

以前の私の質問の中で、基金が積み上がっていったのではないですかということもご指摘させていただきました。今回、基金が今まで以上に大きく繰り入れられている、当初予算で、ことになっていると思うのですが、また、補正でどんどん積み上がっていくということになってしまえば、また介護保険料は上がるけれど、基金は積み上がった状態になるというふうなことが起こってくるのではないかという懸念があります。その辺についてご説明いただきたいと思います。

それから、このかがやきプランよりも低い額になっているような部分があります。地域密着型介護サービス給付費、このかがやきプランで行くと、平成26年度は総合計ですから5億8,594万3,000円ですかね、かがやきプランの総合計でいくとね、地域密着型サービス。ところが、実際の介護サービスの今年度の予算というのは、そこに及ばない金額になっていると思います。この辺についてはどういうふうなのか教えていただきたいなと思います。

3億8,859万5,000円が本年度の予算ですよね。具体的な地域密着型サービスというものがどういうものが行われているのか。例えば、夜間対応型訪問介護とか、地域特定型特定施設入居者生活介護とか、そういうふうなところはプランでももともとゼロにはなっている

んですけれども、摂津市としてこの辺のサービス、どんなふうに行われているのかということもお聞きしたいと思います。

それから、私も勉強不足でわからないんですけれども、今、「サ高住」というんですかね、サービスつき高齢者住宅というのが摂津の地域でも幾つかできていますが、その中で介護サービスを使っておられる方の、そういう部分はこの中のどこに一体入るのかというふうなことも聞かせていただきたいなというふうに思います。

よろしくお願ひします。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 それでは私のほうから、まず1つ答弁のほうをさせていただきます。

まず、この第5期かがやきプランの推計ということでございますけども、給付費につきましては、平成24年度で計画と比較しまして、ほぼ99%の執行となっております。平成25年度につきましても、まだ今、見込みですけども、ほぼ98から99%の執行になるであろうと、今のところ考えております。

その部分で行きますと、先ほどおっしゃられました基金のほうですね。平成24年度で約1億2,000万円積み上がっております。そこから平成25年度の当初予算で3,734万1,000円のほうを取り崩しをしまして、基金の利子、または精算による積み立てということで、平成25年度の見込みは1億3,500万円となる見込みとなっております。

それから、本年度、平成26年度新たに当初予算のほうで繰り入れのほう、約7,100万円、それと積み立てで500万円という形になっておりますので、平成26年度末としましては、おおよそ6,900万円の基金残高になるという

ふうに見込んでおります。

保険料につきましては、今、国のほうで法案が審議中でありまして、その中でどういうふうなサービス提供、介護予防のほうでありますとか、地域支援事業でありますとか、その辺の内容が見えてからどのような保険の水準で、またサービスの水準をしていくかということを検討していかないというふうに思っておりますが、保険料をできるだけ軽減できるように、この基金につきましては、今のところ全て保険料の軽減に充てていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 それでは、地域密着型サービスの施設数等についてお答えさせていただきます。

現在、計画には、おっしゃるように、建つことを想定した計画の数が挙げられていますけれども、摂津市内には現在、定期巡回随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護については、まだ今のところございません。

あと小規模特養につきましては、開設がおくれていましたが、来年度4月オープンということで予定をしております。

あと複合型サービスについても、現在、事業所はございません。

それ以外の平成24年度の計画当初から開始しております地域密着型の認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等については、計画値に近い形で推移しております。

もう1点、サービスつき高齢者住宅については、介護保険の施設ではありません。あくまでも一つのアパートといたしますか、集合住宅というような概念のもので、中に入っていらっしゃる方がご利用になれるのは、居宅のデイサービスやヘルプサービス、ケアマネジャー

のプランによる居宅のサービスということになります。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

今、基金は全て繰り入れて新たな保険料の軽減にということでは言っていました。

その言葉は、平成24年のこのかがやきプランが始まる前にも、市の答弁として行われていました。今と同じように、年度の当初には基金を取り崩した金額を一般会計の中に、介護保険の会計の中に入れていただいて、積立額はわずかだというふうな形が、年度の当初、毎回そういうふうになっていますが、補正の予算のほうで大きな金額がどんと繰り入れられて、それが基金へ積み上げられるという形が今回まで続いてきたから、基金が取り崩したにもかかわらず積み上がっていると、前よりももっと積み上がっているということが出てきたわけです。

ですから、今回も年度の当初はこういう形で結構大きな額を取り崩して入れていただけてますけれども、平成26年度の末が本当にこの金額になるのかどうかということは、私たちとしては、この間、介護保険は黒字会計でずっと来ていますから、また補正で積み上がるのであろうというふうに思うわけです。

そこも含めて、しっかりと次の介護保険料の軽減に向けて、それを全部使っていただくように、ぜひともお願いをします。

その見通しについて、もう一度お話をしてください。

それから、地域密着型サービスのところでは、なかなかそういう施設がまだ建っていないというお話でした。要望はたくさんあると思います。これからまた介護保険の中身が、国の改正によっていろいろ

ろ変わってくるという中ですが、やはり本当に必要な方々に、しっかりサービスが届くようお願いしたいと思います。

サービスつき高齢者住宅というのは、やはり今お話しいただいたように、介護のきちんとしたそういう施設としてつくられているものではないということです。居宅のサービスにあくまでなるということで伺いました。

摂津市でできているものがどういう内容なのかということについても、きちんとやっぱりチェックもしていただいて、他市では限度額まで介護サービスを使うようなことを入所している方の意思とは無関係に行われていたりとか、そういうふうなことも伺っています。

本当に高齢者の皆さんが安心して老後の時間をしっかりと健康に過ごせるように、制度を活用していただきたいなと思っています。

今後の国の動向いろいろあるとは思いますが、やはり摂津市として、市民の立場に立って、要支援の方についても、その内容を今まで介護保険の中でしっかり見てきていただいた部分というのを、ボランティアの方が肩がわりするとか、そういうようなことを本当にできるんだろうかと、あちこちの市町村からも、そんなことは難しいということが、声が上がっているというふうに聞いておりますが、摂津市としては、そういう問題についてどう考えておられるのか、ぜひ、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 まず、保険料のほうでございます。今現在、先ほど申しました6,900万円という数字ですが、それから、今年度、実質収支が出ま

して、それから国、府への精算というのが出てきます。それが出てくると、その分については準備基金のほうに積む、また足りなければ基金から支出するという形になるかと思うんですけども、それと、今現在、被保険者の数も先ほど申しましたように、かなりの数でふえてきております。特に、これまでの前期高齢者から、後期高齢者と言われる方が伸びておりますので、後期高齢者が伸びますと、前期の伸びに対しまして、どうしても給付費のほうも伸びていくという傾向になっております。

そういうふうな、今後、当初見込んでいた以上の給付が出る可能性もありますので、そういうところにもこの準備基金というのは使っていくかといけないというふうには考えておりますけれども、最終、準備基金の残につきましては、先ほど申しましたように、第6期の保険料の軽減に当ててまいりたいと考えております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 要支援の方への対応についてですが、要支援認定の方の訪問介護と通所介護については、予防給付から地域支援事業にということで、地域で支えていくシステムを市町村独自につくっていきなさいという方針が示されたわけですが、やはり介護保険制度を存続をしていくためには制度の工夫が必要で、このまま保険給付でというわけにはいかない現状になっていると認識しています。

ただ、やはり介護保険サービスについて思いますのは、やっぱりヘルパーが来てくださって、サービスを受けるということもとても大事だったり、ボランティアでは提供できないサービスの提供をヘルパー資格をお持ちの方によってなされ

ているという現状も確かにあるとは思いますが。やはり件数がじゃあ2倍、3倍になってもそういう対応でできるのか、あるいはそのサービスのほうが望ましいのかということを考えてときに、やはり、隣同士のつながりや、乳酸菌飲料の話になりますが、やはり横のつながりをつくっていこうというような視点も一方必要ではないかと考えていますので、今までの専門職である訪問介護員によるサービスを受けないといけない方については、やはりそれを確保していくということが大事だと思いますし、またそうではなく、地域での見守りや、新たなサービスを創設する中で支え合いをしていくというようなこと、また高齢者自身も支える側に立つというような、そういうシステム、お互いに支え、支えられということで、より元気になっていただく、やりがいを持っていただくということ、双方大事にしながら、よりよい摂津市オリジナルのサービスをつくっていく必要があるというようには考えています。

予防給付が一方的に切られるというような受けとめ方ではなく、本来どんなサービス提供がよかったのかという視点に立って、サービスを組み立てていければと考えています。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 介護保険というのは、本当に利用されている方というのは、給付を受けておられる方というのは、介護保険料を支払っている方の割合から比べると非常に少ないと、皆さんやっぱり年金から天引きで払っているんだけど、自分が本当にその給付を受けるかどうかということであると、非常にそういう給付を受ける方は少ないというふうなことがあります。

一つはお元気でということもあるんで

すけれども、もう一つは、介護保険の利用料、これが払えないというような方ももちろんいらっしゃる、あえてもうそういう認定も受けないとか、認定を受けていてもサービスを使わないとか、そういう方のこともいろいろと聞いております。

そういう中では、やはり介護保険料そのものが、まず下がらないといけないというふうに思っています。高齢者の生活を、年金は下がり、消費税は上がっていく中で、これ以上圧迫するようなことのないように、ぜひ考えていただきたいし、サービスの減免制度というものも、ぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

先ほどの国保は大分非常に厳しい話、赤字の中での話だったとは思いますが、介護保険は基金も積み上がって赤字ではありません。ですので、やはりそこは本当に市民の方に還元をしていくという形で、しっかり保険料を下げ、サービス向上させてということで、やっていただきたいと思っております。

要介護にならないように、要支援の方を支えるということが必要なわけで、そのためには、やはりしっかりと資格を持ったヘルパーのお仕事というのが必要だと思います。

要支援までにならない方に対して、やはりそのいろんな、先ほど市来委員の質問の中でも出ていました、健康の増進のためのいろんな活動、これはもうますますやっていただきたいことですが、要支援ということは、やはりそれだけの必要度があるということは、今認められてる方ですので、ここはご近所の方の支え合いでというのは、本当になかなか難しい、ボランティアでというのは、そしてたら今までのヘルパーの仕事は何だった

のということになると思います。

やはりそこは、一番目の前にそういう市民の皆さんの状態を見ていただいている市町村が、しっかりと声を上げていただいて、国が言うてくるので、もう仕方ありませんではなくて、やはり実情を訴えていただくということが非常に大事なのではないかなというふうに思います。要望としておきます。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、予算書に従って、ちょっと見ていただきたいんですが、まず、補正予算の6ページの府補助金と、本予算では14ページ、府補助金、これはどういった性質のものか。これ、18ページの本予算では支出で府の事業に返っていく形になっていると思うんですけども、ちょっとこの事業の中身を教えてくださいなればと思います。

それと補正のほうで、6ページの地域介護・空間整備交付金、これ予定の事業は何だったのかなと、出なくなつてやめたのか、行わなくて出なかったのか。本予算の12ページは、要するに地域介護・空間整備交付金なくなつております。空間整備事業、これ総合計画の中で恐らく、かがやきプランの中でも進めるという話だと思ふんですけども、空間整備事業の今後の計画などもお聞かせいただきたいと思ふます。

本予算のほうの20ページの居宅介護住宅改修費とか、22ページの介護予防地域密着型サービス給付費、この減額、これはどういう中身かなというのちよつとお聞かせいただければと思います。

20ページのその実際の介護サービス給付の事業と対応なんですけれども、ケアマネジャーの対応とか、実際の給付事

業について支障がないかというのを聞きたいと思ふんですが、これまで、要支援の方なんかは、地域包括支援センターなんかで受けていて、ところが要介護になると、事業所なんかに行ったりすると、ケアマネジャーがまたかわつたりとかなんとかで、要支援から要介護になつたのにサービス量が減つたなんかいうたら、やっぱり大変でワーツと言われるんでしょうけれども、思つたようなサービスが受けられないとか、そういったことがないかどうか。

いろいろ結構、ケアマネジャーがかわるといろいろあるとかいうような話も聞きますので、その辺どういふふうに掴んであるのか。

それから、22ページでその地域密着型サービスの話、大分さっきも聞いてましたけれども、これは平成11年度の、それこそ前回の改正の非常にポイントなんです。これなんかもどういふふうに進めていくのか。

その社会福祉協議会で、今度はこの前、要するに体制を変えました。その事業所の中身とか、それから地域包括支援センターなんかで、人は減つているのかふえているのか、またその結果、その中身をお聞かせいただきたいと思ふます。

それで、先ほどもちよつと出てましたサービスつき高齢者住宅、これは国土交通省が推奨をして、一般の営利企業も自由に入れてやっているわけです。これは把握をしているのかどうか。

というのは、ここが先ほど言われたように、居宅サービスで介護保険会計、たくさん使うということになっていくのかなと。これを実態としては、それこそ家賃、食事の補助もつけて14万円とか、結構高額な、こういうのを高齢者の方にお願ひするというのもどうなのかなとい

う気はするんですけれども、これで大阪府が家賃補助を2万円つけて、やっています。こういったものをどういうふうに掴んでいるのか。

先ほど、小規模の老人ホーム、ちょっとふえたというふうな話言うてくれましたけれども、結構以南では幾つかやっていただいていたけれども、以北ではこれ逆の格差、募集してもなかなか来ないというのがこれまでであったと思うんですけれども、その辺の小規模老人ホームの状態なんかもお聞かせいただきたいと思います。

それで、この地域密着型サービスというのが、今度の、今やろうとしている介護の改悪です。要支援外しという意味では、これを充実させていかないかということなんですけれども、この前回のこの入ったときに、総合事業というのは、摂津市はもう受けないというか、受けられなかったです。やってられなかった。けれども、今度その要支援の部分、予防介護、介護予防の部分で言うと、総合事業というのは、やっぱり展開していかないと、受けない、受ける、要するにベースというのがなくなるんじゃないかなと思うんですけれども、総合事業これから準備してやられるというお考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 まず、補正予算の国、府の事業についてでございます。

まず、補正につきましては、当初国のほうで、国の補助金ということで、小規模特養と複合型サービスの補助金をいただいて、それを整備した事業所のほうに助成するという負担金を組んでおりました。

当初予算の時点では、府のほうで平成

25年度にその補助金がなくなるという話を聞いておりましたので、補助額的には府のほうの方がよかったですけれども、なくなるということで、国のほうの補助金のほうで、当初予算を組ませていただきました。

その後、府のほうから、平成25年度も継続するという話がありましたので、わかった時点で本来でしたら、国から府への予算組みをするところなんですけれども、実際工事のほうで東日本大震災の関係で、資材の高騰とかがありまして、少し工事がおくれまして、今年度3月ぎりぎりになるかもしれないということで、この時期に補正予算をあげさせていただいたという形になっております。

平成26年度の当初予算につきましては、こちらのほうは定期巡回のサービスのほう、そちらの補助金として、計上をさせていただいております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 それではまず1点目になりますが、ケアマネジャーが介護認定の介護度によって変わるといったことについて、サービスで何か不都合が発生はしていないかというお問いだったかと思います。おっしゃるように地域包括支援センターは要支援認定の方のケアプランしか、法律上立てられないということになっておりますので、要支援から要介護になられた場合には、やはり事業所が変わるということもありますし、要支援認定であっても、将来的に介護という可能性が高いという場合には、当初から地域包括支援センターから委託をさせていただいて、ケアマネジャーが変更にならなくてもいいように、当初から委託ということで、なれたケアマネジャーで継続して使っていただけるようにというような対応もしてはしております。

サービスの組み立てにつきましては、要支援の場合は1か月当たり、ヘルパーについては幾ら、週1回程度だったら幾らという決め方になっておりますので、やはり要支援から要介護になられたり、反対に介護から支援になられたときに、計算の方法が違うので、少し戸惑われるかとは思いますが、いずれにしましても、ご本人のその心身の状況にとって必要なサービスをケアマネジャーがプランを立てるといった基本的な考え方に変わりはありませんので、そういった意味ではしっかりアセスメントをしていただいて、真に必要なサービスをケアプランに立て、それに基づいてサービス提供がなされると、そういったことを重要視しながら連携をとれば、そう混乱を来されるようなことにはならないのではないかと考えております。

また、そういった意味では、ケアマネジャー同士の連携ということで、介護保険事業者連絡会のケアマネジャー部会の中で、質の向上や連絡、連携をいただいています。

あと、地域包括支援センターについてです。社会福祉協議会に委託ということで、相談等の事業につきましても、平成24年度直営で相談を受け付けていたときに比べますと、件数がかなりふえております。平成24年度末で250件程度だった数が、恐らく平成25年度は300件を超える見込みになっております。これから地域において、それぞれ関係機関が会議を開いていくという、そういう地域の皆さんとの連携を図るという点においては、社会福祉協議会が本体ですので、委託をして、より市民の方に近い地域包括として、今後ケア会議も中心的な存在になって展開をしていく予定になっております。

それと、サービスつき高齢者住宅をどのように把握しているかということですが、現在、摂津市内に6か所、居室数でいうと196というふうに聞いています。

おっしゃられましたように、国交省が推進をしておられるという構図で、平成26年からは、府のほうで、そういう建物を建てるというを受付されたら、市の福祉部門の窓口にも足を運ぶようにということで、府から指導をしていただくようになりましたので、建つ前に把握をするというような状況にはあります。

また、建った後、転入届ということで、市民になられたり、住民票の移動ということで、この方が、このサービスつき高齢者住宅に入られるなどというのはこちらで把握しております。

介護認定の調査の際に、高齢介護課の職員が調査員と同行して、調査の場面を見たりとか、あるいは福祉用具のレンタルなんかにつきましても、実際にケアプランが適切に立てられた上でのレンタルかといったことについて、チェック機能といたしますか、そういった形での訪問や点検を実施させていただいております。

以南にこのようなサービスつき高齢者住宅といった施設も多いですし、小規模特養も今回以南ということですので。以北については、ご指摘のように、やはり数としては少ないのが現状で、小規模特養の公募は以南1か所、以北1か所でさせていただいたんですけども、やはり以北については、お申し出がないのが現状でございます。

考えられる理由としましては、なかなか土地を広くとれるところがないのではないかとか、単独の事業所としての採算が難しいのが原因ではないかと思っております。

総合事業について、摂津市は手を挙げ

ておらず、ご指摘のとおり、今現在、総合事業は実施はしていません。平成27年度の改正は、国が総合事業として各市町村に推進しようとしていたけれども、余り手が挙がらないので、法律で位置づけたのではないかと考えています。平成27年度からはそれぞれ地域支援事業という形での取り組みになろうかと思いますが、総合事業と同じような内容での事業展開が迫られていると思っています。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 今、高齢者居宅などをめぐる情勢お聞かせいただきました。

しっかりと、それこそ高齢者の居場所づくりとか、介護の充実を図っていただきたいと思うんですけども、確かにケアマネジャーとの連携なんかもぜひよろしくお願いをしたいと思います。

一般会計でも訴えましたけれども、これからそれこそ総合事業のような展開、考えていかないといけないと思うんですけども、予防事業に保険が使えないということになってきましても、介護予防の部分では、摂津市では強化ができるという、高齢者介護を充実されるという施策をつくって、それを今度のかがやきプランに生かして、いいプランをつくっていただきたいと思っています。

先ほどのサービスつき高齢者住宅とか小規模特養が悪いということではないんですけども、やはり、きちんとした老人ホーム、間整備でつくっていただけるような働きかけを、ぜひ続けていただきたいと思います。

○森西正委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時22分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第29号、所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 すみません、単純なことで申しわけないですが、障害者のこの支援法の法改正ということなので、この第5条の第3項がなくなったということだと思えますけれども、そのちょっと法の改正点、きちんと教えていただけませんか。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、法改正の改正点について、ご説明させていただきます。

今回、総合支援法がケアホームというサービスの体系が廃止になりまして、グループホームに一元化されたということで、サービスの項目1項目なくなったということが大きな改正点になっております。

それによって、それ以降のサービスが繰り上がりましたので、それに伴う改正ということになっております。

グループホームとケアホームの違いは、障害程度の区別の違いで、重いほうをケアホームと呼んでいたんですけども、なかなかその区分だけで分けるのではないので、今回グループホームに一元化されております。

それ以外に、重度訪問介護等のサービスの対象者が拡大されたり幾つかの改正点はございますが、今回条例の改正に伴うのは、先ほどお伝えさせていただいたケアホームの廃止に伴う、グループホームの一元化ということになっております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第32号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 この参考資料をちょっと読ませていただいた中で、何点か聞きたいことがあります。

参考資料の37ページのところに、保育所等訪問支援が今回入ってくるというようなことで、そうですね。そのちょっと保育支援の、どんなふうな感じになるのかというのを、ちょっと教えていただきたいことと、あと第6条の定員、前は30人となっていたところを今回削除とされているところの理由を教えてくださいたいと思います。

それから、参考資料41ページのところ、最後、使用料額の特例ということで、前は2年間、今回5年間の間ということになるかと思しますので、ちょっとこの伸びたところの内容も、教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、先ほどの保育所等訪問支援以下3点に関して、答えさせていただきます。

保育所等訪問支援事業なんですけれども、障害のある方が保育所等に行った場合、なかなか特に集団での生活となってくると、支援する方に関しての体制とか状況、特性なんかに関しては、専門的な支援を受けにくいというような状況がありまして、新たに、平成24年度から国のほうでつくられたサービスでござい

ます。児童発達支援センターになる場合、この地域支援の保育所等訪問支援事業が必須の事業になっておまして、今回、児童発達支援センター、障害児童センターから変わっておりますので、事業としてつくらせていただいたと、直接支援という形をする場合もございますが、その方の状況、実際かかわられている保育士とかにアドバイスする形で、よりよい支援をしていくということが、一つの目標になってくるのではないのかなと。

回数なんかも以前から、つくし園の卒園生とかに関しては、実際、障害児童センターの職員が行っていたんですけども、それは制度として行っていたわけではなくて、連携の一環として行っていたという状況ですので、新たにこういう制度ができたという形で、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

2点目の、定員の30名というのは、以前の知的障害児通園施設、つくし園の場合、定員という形での入所ということでございましたけれども、今回、児童発達支援センターの中の児童発達支援事業と、同じく事業所としての定員は30名、変わりはないんですけども、ほかのサービス、例えば放課後デイサービスとかの人数の状況とかを柔軟に対応できるようにするために、今回あえて定員という形はとらずに、省かせていただいたという、実際、今後その利用者の状況とかによつては、定員をふやす幅、面積要件はございますので、無制限にふやしたりとか、配置の基準とかの状況等もございまして、その利用者の状況とか内容によっては変えていける形をとっていただけらということで、あえて今回定員という形はなくさせていただいている状況でございます。

次に、3点目の使用料に関しましては、今回指定管理が5年間で、以前は3年間ということでございましたので、指定管理の5年間の期間という形で、使用料の期間を5年間にさせていただいているというような状況でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 今、先ほどの保育所へ、これからそういう指導にも、支援していくということなのですが、現実今保育所には、どの保育所にも、そういった支援をしてあげなきゃいけない子どもというのはいらっしゃるのか、また、そういう人たちというのは今ふえつつあるのでしょうか、ちょっと教えてください。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 実際、今回この保育所等訪問支援事業に当たりまして、先ほどもお話しさせていただいたように、保育所の関係でしたら、障害児保育ということで、加配をつけるために、実際所管の担当をされていて、その方との連携でつくし園の職員とかが行っていたりするということが聞いておりました、実際そのサービスの違いとかも、今後やっぱり保育所等訪問を考えていかないといけませんので、ちょっとお話しさせていただいたら、やはり対象者の方はそれなりにはおられるというふうには聞いております。

実際その支援に当たりまして、やはり利用者というか保護者の申請が要るサービスでございますので、そのサービスをどういうふうに申請いただくのかということが少し課題にはなってくるのかなというお話は実際させていただいているんです。

今のその保育所のそういう先生方のほうの回数とか状況は、主に園単位でされているということなんですけれども、今

後この保育所等訪問支援の場合は、個人というか、その子どもへの支援を中心に枠組みをつくっていく必要がございますので、少し今の形とは違う形で、個別になってくるのではないかなと思っており、そういう特徴があって、具体的な人数はこれからということになってくるとは思いますけれども、対象者の方一定数はおられると思っております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 そうしましたら、そういった専門指導できる先生というか、保育士というのもやはり増加しなきゃいけない体制というのは整えられるものなのでしょうか。

○森西正委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 今回、児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業は専門の資格を持った、要件を持った方でないと難しい部分もございますので、一応今の児童発達支援センター、障害児センターのベテラン職員を指定させていただいて、サービスとしてちゃんと派遣できるような形を、4月以降とらせていただいております。

申請に当たって、使用料に関しましては、ほかの未就学児の方の利用料が無料と同様に、保育所等訪問支援事業も無料の形をとらせていただいているんですけども、その派遣に関しての申請の状況を、どういう形で上げていただくのか、どういう形で作っていくのかというのは、相談支援の事業所や関係機関と連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 わかりました。ちょっと発達児童という人たちが最近ちょっと多いというふうなことを聞いておりましたし、私たちのころには、そういうのは

余り考えてなかったというか、最近は何かそういう子がちょっと多くなっているというのを聞いたので、こういう支援ができるということはすごくいいことだけれども、対応がちょっと気になったので、はい、わかりました。ありがとうございました。

○森西正委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時34分 休憩)

(午後2時37分 再開)

○森西正委員長 再開します。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第15号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第29号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第37号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時42分 再開)

○森西正委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議をします。

平成26年度委員会行政視察を実施することに、まず異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、視察事項、視察先、視察日程等について、ご協議をいただきます。

どなたか、事項について、視察先について、視察日程等について、ご意見、要望等がございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 地域包括ケアシステムの取り組みをやっているところの見学という、視察というのはどうかなということで提案をしてみたいと思います。

一つは、医療と看護、介護の連携に取り組んでいる岩手県一関市なんですけれども、旧藤沢町と言われていたところです。

高齢化社会になって病気は治るもので

はなく、つき合うものという認識のもとで取り組んでおられる介護のシステムの確立をされたというのがありまして、病院を中心に地域住民とのコミュニケーションを大切にしながら、老健施設、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業、デイサービスというようなことの構築をされているというのがあったのと、あと、茨城県阿見町これは日常生活の支え合いということで、ここの自治会は行政区の一つなんですけれども、人口が平成11年のときに1,120名をピークに、現在350世帯920名という、少子高齢化の住宅団地があるそうです。ここでのふれあい事業とか、そういった取り組みをされているというのがありました。

あと、広島県でこれは地域包括支援センターと市民病院の連携事例ということなんですけれども、安佐北区、広島市安佐北区というところなんです。これも昔ベッドタウンとして開発されたところでの取り組み、二次医療機関を担当する市民病院とか地域包括ケアが強い意識を持って取り組んでいるというのがあったので、ちょっとご紹介ですけれども持ってきました。

○森西正委員長 ありがとうございます。

ほかに、どなたか、こういうふうなところとかございませんか。

暫時休憩します。

(午後2時46分 休憩)

(午後2時51分 再開)

○森西正委員長 再開します。

時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われまますので、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政につ

いて、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政についてを平成26年度末まで、閉会中に調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、次回開催時は、視察項目、候補地、複数の希望日等を提案いただきますように、検討をお願いします。

これで、本委員会を閉会します。

（午後2時52分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森 西 正

民生常任委員 福 住 礼 子